

## 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

敦 総 安 発 第 14 号  
平成 25 年 3 月 18 日

原子力規制委員会 殿

## 届出者

住所 東京都千代田区神田美土代町 1 番地 1

氏名 日本原子力発電株式会社  
取締役社長 濱田 康

担当者 [REDACTED]

所 属 敦賀発電所総務課 [REDACTED]

電 話 0770-26-1111 (代表)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	敦賀発電所 福井県敦賀市明神町 1 番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和 41 年 4 月 22 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 25 年 3 月 18 日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 西川 一誠 滋賀県知事 嘉田 由紀子 岐阜県知事 古田 肇 敦賀市長 河瀬 一治
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 敦賀原子力館での閲覧 インターネットでの公表

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

敦賀発電所  
原子力事業者防災業務計画

平成25年3月

日本原子力発電株式会社

## 修正履歴

番号	年月日	内容
—	平成12年 6月16日	新規作成
1	平成13年 9月 7日	・中央省庁等改革に伴う省庁名称変更 ・記載の適正化
2	平成14年 8月26日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
3	平成15年 9月19日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
4	平成16年 9月17日	・地方公共団体・社内の組織変更に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・記載の適正化
5	平成17年10月 7日	・地方公共団体・社内の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
6	平成18年 9月29日	・副防災管理者変更に伴う反映 ・記載の適正化
7	平成19年 9月28日	・地方公共団体組織変更・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
8	平成20年 9月19日	・原子力災害対策特別措置法施行規則改正に伴う反映 ・地方公共団体及び関係機関の組織変更並びに社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
9	平成21年 9月18日	・発電所組織改正に伴う改正 ・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
10	平成22年 9月17日	・読み替え表の反映 ・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
11	平成25年 3月18日	・原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正 ・当社防災体制見直しに伴う修正 ・記載の適正化

## 目 次

第1章 総 則 .....	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的 .....	1
第2節 定 義 .....	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 .....	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用 .....	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正 .....	6
第2章 原子力災害予防対策の実施 .....	7
第1節 原子力防災体制の整備 .....	7
1. 原子力防災体制の区分	
2. 原子力防災組織、原子力防災要員等	
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	
第2節 原子力防災組織の運営方法 .....	9
1. 原子力防災体制の発令及び解除の方法	
2. 権限の行使	
3. 要員の非常招集の方法	
4. 通報連絡先の一覧表の整備	
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備 .....	11
1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査	
2. 原子力防災資機材の整備	
3. その他原子力防災関連資機材等の整備	
4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備	
5. 原子力事業所災害対策支援拠点のその他原子力防災関連資機材等の整備	
第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備 .....	13
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	
2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
3. 本店総合対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	
5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	
第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備 の整備、点検 .....	13
1. 緊急時対策室	
2. 集合、退避場所	

3. 応急処置室	
4. 気象観測装置	
5. プラントデータ表示システム	
6. S P D S による国へのデータ伝送	
7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置	
8. 本店総合災害対策本部室	
9. 原子力事業所災害対策支援拠点	
<b>第6節 原子力防災教育の実施</b>	<b>1 6</b>
1. 発電所における原子力防災教育	
2. 本店における原子力防災教育	
<b>第7節 原子力防災訓練の実施</b>	<b>1 7</b>
1. 発電所における訓練	
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	
<b>第8節 関係機関との連携</b>	<b>1 7</b>
1. 国との連携	
2. 地方公共団体との連携	
3. 防災関係機関等との連携	
4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	
<b>第3章 緊急事態応急対策の実施</b>	<b>1 9</b>
<b>第1節 通報、連絡等</b>	<b>1 9</b>
1. 原子力防災体制の発令等	
2. 原子力防災施設等の立上げ	
3. 通報の実施	
4. 情報の収集と提供	
5. 通話制限	
6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	
<b>第2節 応急措置の実施</b>	<b>2 1</b>
1. 応急措置の実施の報告	
2. 退避誘導及び発電所内入構制限	
3. 放射性物質影響範囲の推定	
4. 消火活動	
5. 緊急時医療	
6. 二次災害防止に関する措置	
7. 汚染拡大の防止及び防護措置	
8. 線量評価	
9. 要員の派遣、資機材の貸与	

10. 広報活動	
11. 応急復旧	
12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	
13. 被災者相談窓口の設置	
14. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	
第3節 緊急事態応急対策	25
1. 該当事象発生時の報告	
2. 応急措置の継続実施	
3. 要員の派遣、資機材の貸与	
4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策	
第4章 原子力災害事後対策の実施	27
第1節 原子力災害事後対策の計画等	27
1. 原子力災害事後対策の計画	
2. 原子炉施設の復旧対策の実施	
3. 原子力防災体制の解除	
4. 原因究明及び再発防止対策	
5. 汚染の除去	
6. 被災者への生活再建等の支援	
第2節 要員の派遣、資機材の貸与	28
1. 原子力災害事後対策に係る相互協力	
2. 他の原子力事業者への応援要請	
第5章 その他	29
第1節 福井県内の他原子力事業所への協力	29
第2節 福井県外の原子力事業所等への協力	29

## 第1章 総則

### 第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、敦賀発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策、その他原子力災害の発生及び拡大を防止し並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

### 第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### 1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

#### 2. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

#### 3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

#### 4. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

## 5. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

## 6. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間ににおいて、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

## 7. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

## 8. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令 195 号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者
- (2) 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者
- (3) 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者
- (4) 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第 3 項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）
- (5) 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者
- (6) 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないとされている者に限る。）

## 9. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき、発電所を統括管理する敦賀発電所長をいう。

11. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

12. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

13. 緊急事態応急対策等

原災法第16条に規定する原子力緊急事態に係る原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

14. 所在都道府県

発電所が所在する福井県をいう。

15. 所在市町村

発電所が所在する敦賀市をいう。

16. 関係周辺都道府県

発電所から30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。

17. 関係周辺市町村

発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき発電所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた市町村をいう。

18. 緊急時対策室

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（以下「防災業務計画省令」という。）第2条第2項第1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設である緊急時対策所をいう。

## 19. 本店総合災害対策本部室

防災業務計画省令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策室（緊急時対策所）において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる本店の緊急時対策室をいう。

## 20. 総合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設及び独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。

## 21. テレビ会議システム

官邸（内閣官房）、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を結ぶテレビ会議システムをいう。

## 22. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画省令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

## 23. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画省令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置、その他の資材、又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

## 24. シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事態をいう。

### 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。）、原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制の整備、資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための災害復旧計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

### 第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

1. この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第11編 原子力災害対策編
- (2) 所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の原子力災害に関する地域防災計画

2. この計画の実施に係る具体的な手順については、必要に応じて別に定めるものとする。

## 第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、この計画が前節1.(2)の地域防災計画に抵触しないことについて所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県の意見を聴いたうえで、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、次の手順によりこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。

- (1) 修正案の作成にあたっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (2) 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
- (3) この計画を修正した場合、様式1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た、この計画（修正）届出書の写し及びその計画書の要旨を、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告する。

2. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

## 第2章 原子力災害予防対策の実施

### 第1節 原子力防災体制の整備

#### 1. 原子力防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表に定める発生事象に応じて原子力防災体制を区分する。

発生事象	原子力防災体制の区分
原災法第11条第1項に基づき設置している放射線測定設備において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出されるか、そのおそれがある場合	原子力第一防災体制
原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき	原子力第二防災体制

#### 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

##### （1）発電所

- ① 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に示す原子力防災組織を設置する。
- ② 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-2に定める業務を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員の内から次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、本店等に必要に応じて要員派遣を要請する。
  - a. 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
  - b. 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
  - c. 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

## (2) 本店

- ① 本店総務室長は、本店に別図 2-3 に示す本店総合災害対策本部（以下「本店 対策本部」という。）の組織を整備する。
- ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。
- ③ 社長は、原子力防災管理者（発電所に対策本部を設置したときは発電所対策本部長）が原子力第二防災体制を発令した場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。

## 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

- (1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。
  - ① 原子力防災組織の統括
  - ② 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
  - ③ 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
  - ④ 第 2 章に規定する原子力災害予防対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施及び第 4 章に規定する原子力災害事後対策の実施（①から③までの職務を除く。）
  - ⑤ 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力
- (2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。
- (3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表 2-4 のとおり任命するものとし、職務は次のとおりとする。
  - ① 原子力防災管理者の補佐
  - ② 原子力防災管理者が発電所にいないときの原子力防災組織の統括
- (4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないとき、副原子力防災管理者に別表 2-4 の順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。
- (5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式 3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

## 第2節 原子力防災組織の運営方法

### 1. 原子力防災体制の発令及び解除の方法

#### (1) 原子力防災体制の発令

##### ① 発電所

a. 第2章第1節1.の区分に基づく原子力防災体制の発令は原子力防災管理者が行う。

b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。

原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、別図2-5により直ちに本店発電管理室長（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、本店資材燃料室長又は本店発電管理室長、以下同じ。）に報告する。なお、原子力防災体制の区分を変更する場合も同様の報告を行う。

c. 原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合又は特定事象に至ると判断した場合、号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示するとともに、本部員等から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。

また、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。

##### ② 本店

本店発電管理室長は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに本店総務室長に伝達する。本店総務室長は、別図2-5により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における原子力防災体制を発令するとともに、直ちに別図2-3に定める本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、自ら本店対策本部長として本店対策本部を統括管理する。

#### (2) 原子力防災体制の解除

##### ① 発電所

発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部長と協議のうえ、原子力防災体制を解除することができる。

a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解

除宣言が公示され、かつ、原災法第 22 条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合

- b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の発生事象の原因の除去及び被害範囲の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節 1. (2) の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の解除について上申があった場合、同項 (2) ① a. 又は b. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制を解除することができる。

## 2. 権限の行使

- (1) 原子力防災体制が発令された場合、発電所の緊急事態応急対策等に関する一切の業務は、発電所対策本部のもとで行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策の活動等を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。  
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等に従事する。

## 3. 要員の非常招集の方法

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災体制発令時に、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す招集連絡経路を整備する。  
なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。
- (2) 本店発電管理室長及び本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集経路を整備する。また、本店総務室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜

間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。

#### 4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図 2-5 に示す原子力防災体制発令時の連絡
- (2) 別図 2-8 に示す発電所対策本部が設置された後の連絡
- (3) 別図 2-9-1 及び別図 2-9-2 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報連絡
- (4) 別図 2-9-3 及び別図 2-9-4 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報後の報告連絡

### 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

#### 1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別表 2-10 に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を設置し、次の各項に定める各マネージャーに次の措置を講じさせる。

- (1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
- (2) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストを年 1 回以上定期的に較正し、記録を 1 年間保存する。
- (3) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理又は代替品を補充する。発電長及び放射線・化学管理グループマネージャーは、この間、他のモニタリングポストを監視する等の措置を講じる。
- (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式 4 を用いて設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (5) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため、(4) の届出書と併せて、

次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。

- ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
  - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (6) 運転管理グループマネージャーは、モニタリングポストにより測定した放射線量の記録を、1年間保存する。また、安全・防災グループマネージャーは、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

## 2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に定められた原子力防災資機材として別表2-11に定める原子力防災資機材を確保するとともに、次の措置を講じる。
  - ① 定期的に保守点検を行う。
  - ② 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5を用いて、備え付けた日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年9月30日現在における備え付けの現況については、翌月7日までに同様に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、関係機関等へ迅速かつ的確な通信連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

## 3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表2-12に定める原子力防災関連資機材及び別表2-13に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図2-14を目安に配置する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

## 4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備

本店総務室長は、別表2-15に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、本店総務室長及び本店発電管理室長は、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

## 5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材の整備

本店総務室長は、別図 2-16 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

## 第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

### 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2-17 に定める資料を内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行い、提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

### 2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所に別表 2-18 に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

### 3. 本店対策本部が設置される場所に備え付ける資料

本店総務室長は、本店対策本部が設置される場所に、別表 2-19 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

### 4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

本店総務室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2-20 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

### 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

本店総務室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する別表 2-21 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

## 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

### 1. 緊急時対策室

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-22に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表2-23により維持する。
  - (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-23に示す仕様を維持されていることを確認する。
  - (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。
  - (4) 原子力防災管理者は、別表2-12に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。
    - ① ファクシミリ※1、電話※1
    - ② テレビ会議システム※1
    - ③ S P D Sによる国へのデータ伝送機能※2
- ※1 地上系ネットワーク：平成24年度末整備完了予定  
衛星系ネットワーク：平成25年度末整備完了予定
- ※2 伝送経路の多重化・多様化：原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度上期中に整備完了予定

### 2. 集合、退避場所

安全・防災グループマネージャーは、別図2-22に示す場所を集合・退避場所に指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同じとする。

### 3. 応急処置室

総務グループマネージャーは、別図2-24に示す場所に応急処置室を整備する。

### 4. 気象観測装置

放射線・化学管理グループマネージャーは、別図2-25に示す場所に設置した気象観測装置の検出部、表示部及び記録装置を適正な状態で維持する。また、別図2-25の表のとおり定期的に点検を行い、記録を1年間保存する。また、当該装置に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

また、運転管理グループマネージャーは、気象観測装置により測定した記録を、1年間保存する。

## 5. プラントデータ表示システム

プラント管理グループマネージャーは、発電所におけるプラントデータ表示システム（以下「S P D S」という。）を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

## 6. S P D Sによる国へのデータ伝送

(1) プラント管理グループマネージャーは、別表 2-26 に定めるデータを緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）に伝送する S P D S を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(2) プラント管理グループマネージャーは、作業等により国が運用する E R S S へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

## 7. 緊急呼出システム、ペーディング及び所内放送装置

総務グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、発電所における緊急呼出システム、ペーディング及び所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

## 8. 本店総合災害対策本部室

- (1) 本店総務室長は、本店総合災害対策本部室を別表 2-27 により維持する。
- (2) 本店の各室長は、本店総合災害対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-27 に示す仕様が維持されていることを確認する。
- (3) 本店総務室長は、非常用電源を本店総合災害対策本部室に供給可能なように整備・点検する。
- (4) 本店の各室長は、別表 2-15 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。
- ① ファクシミリ※、電話※
  - ② テレビ会議システム※
- ※ 地上系ネットワーク：平成 24 年度末整備完了予定  
衛星系ネットワーク：平成 25 年度末整備完了予定

## 9. 原子力事業所災害対策支援拠点

本店総務室長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表2-28のとおりあらかじめ選定しておく。なお、敦賀発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図2-29に示す。

- (1) 被ばく管理・入退域管理
- (2) 汚染検査（サーベイ）・除染
- (3) 車両や重機等の除染・汚染検査
- (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管
- (5) サイト等立入車両の駐車
- (6) 物資輸送体制の整備

## 第6節 原子力防災教育の実施

### 1. 発電所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、次の項目について別表2-30に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

### 2. 本店における原子力防災教育

本店総務室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の事項について、別表2-31に定める以下の原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 放射線防護に関する知識
- (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (4) シビアアクシデントに関する知識

## 第7節 原子力防災訓練の実施

### 1. 発電所における訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-32に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、総合訓練又は発電所総合訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。

### 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

## 第8節 関係機関との連携

### 1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本店と協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画について原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

## 2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村町及び関係周辺都道府県との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村町及び関係周辺都道府県から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

## 3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とは、平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

## 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 本店総務室長は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図る。
- (2) 本店総務室長は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成する。

## 第3章 緊急事態応急対策の実施

### 第1節 通報、連絡等

#### 1. 原子力防災体制の発令等

- (1) 原子力防災管理者は、第2章第1節1. の区分に応じ第2章第2節の方法により、原子力防災体制を発令し、直ちに発電所対策本部の要員の非常招集及び別図2-5に示す関係機関への連絡を行うとともにあらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。  
なお、原子力第二防災体制の発令の連絡は本節3. の連絡をもって行う。
- (2) 原子力防災管理者は発電所対策本部長として発電所対策本部の指揮を行う。

#### 2. 原子力防災施設等の立上げ

- (1) 原子力防災管理者（発電所に対策本部を設置したときは発電所対策本部長。本章において以下同じ。）は、原子力第一防災体制を発令した場合、庶務班長に発電所対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。
- (2) 社長は、発電所における原子力第一防災体制発令の連絡を受け、本店対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。また、本店対策本部長は、発電所が原子力第二防災体制を発令した場合は、原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

#### 3. 通報の実施

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬（以下この章及び第4章においては「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、事象の発生について通報を受けたとき）は、様式7に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-9-1に定める通報（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官並びに各関係機関（発電所が輸送物の安全に責任を有する別表3-2に掲げるものの事業所外運搬の場合にあっては、別図2-9-2に定める通報（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関）にファクシミリ装置を用いて同時（事業所外運搬は除く。）に文書を送信する。さらにその着信を確認する。また、原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うとともに、原子力緊急事態支援組織による

支援が必要と認めたときは、当該支援組織に対し派遣要請を行う。

#### 4. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部情報班長は、前項により通報（事業所外運搬に係るもの）を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。
- (2) 発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。
  - ① 事故の発生時刻及び場所
  - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
  - ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
  - ④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果
  - ⑤ 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等
  - ⑥ 気象状況
  - ⑦ 収束の見通し
  - ⑧ 放射性物質影響範囲の推定結果
  - ⑨ その他必要と認める事項
- (3) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式8にまとめ、別図2-9-3に定める報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（原子力第一防災体制時にあっては別図2-8）にファクシミリ装置及び電話で報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。（事業所外運搬にあっては、様式9に必要事項を記入し、別図2-9-4に示す報告（連絡）経路により報告する。）
- (4) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

#### 5. 通話制限

発電所対策本部庶務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。

#### 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第3章第1節2.(2)で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、発電所における事故復旧作業の支援を指示する。

## 第2節 応急措置の実施

### 1. 応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、本節2.から12.（事業者外運搬にあっては本節14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記の事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

また、発電所対策本部情報班長は、その実施状況の概要を様式10に記入し、別図2-9-3に示す報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（原子力第一防災体制時にあっては別図2-8）に報告するとともにあらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。（事業所外運搬にあっては、様式10にその概要を記入し、別図2-9-4に示す報告（連絡）経路により報告する。）

### 2. 退避誘導及び発電所内入構制限

- (1) 発電所対策本部庶務班長は、発電所内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。
- (2) 発電所対策本部庶務班長は、発電所退避者に対して、所内放送装置及びペーパーライフ等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力して災害状況の説明を行い、バス等による輸送もしくは退避誘導員の誘導により、退避場所への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。
- (3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を集合・退避場所より発電所外に退避させるよう指示する。なお、退避にあたっては関係機関と調整を行う。発電所対策本部情報班長は、退避時には直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。この際、発電所対策本部庶務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。
- (4) 発電所対策本部庶務班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入構を制限するとともに、発電所内における原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止する。

### 3. 放射性物質影響範囲の推定

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部に放出された放射性物質の量の評価を行う。
- (3) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所緊急時モニタリングのデータ、前号の評価結果、気象観測データ等から放射性物質影響範囲を推定する。

### 4. 消火活動

原子力災害時に火災が発生した場合、発電所対策本部庶務班長及び運転班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

### 5. 緊急時医療

- (1) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷した者及び放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、速やかに負傷者等を放射線による影響の少ない場所に救出し、必要に応じ別図2-24に示す応急処置室に搬送する。
- (2) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等に別図2-24に示す発電所内の応急処置室での応急処置及び除染等必要な措置を講じる。また、発電所対策本部保健安全班長は、医療機関への移送及び治療の依頼の必要な措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部保健安全班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部保健安全班長は、その旨を福井県に報告する。
- (4) 発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

### 6. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部の庶務班長、保健安全班長及び放射線管理班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害の防止のため必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。

## 7. 汚染拡大の防止及び防護措置

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか必要に応じ所内放送装置又はペーディング等により周知する。

また、応急措置を講じる場所において放出放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。

- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。

なお、発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-3に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

## 8. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者及び原子力災害対策活動等を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

## 9. 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、発電所に係る事象が発生した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所敷地外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-4に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

## 10. 広報活動

- (1) 発電所対策本部広報班長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から発電所での取材要請を受けた場合又は当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、本店対策本部長の協力を得て、別図3-5に記載した場所に現地プレスセンターを開設する。
- (2) 発電所対策本部広報班長は、別図3-5に示す連絡経路により公表する内容を取りまとめ、記者発表を行う。
- (3) 発電所対策本部広報班長は、公表する内容を別図2-9-1(原子力第一防災体制時にあっては別図2-8)に示す経路により関係箇所に連絡するとともにあらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (4) 発電所対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を隨時報告させるこ

とにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。

- (5) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。

## 11. 応急復旧

- (1) 発電所対策本部運転班長及び保修班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡回点検の実施により、発電所設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) 本店対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請するとともに、発電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) 発電所対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、十分な連絡調整を実施する。

## 12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、各班長に対し以下に示す事項を指示し、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センターで実施される事故拡大の可能性の予測や放射性物質の影響範囲等の評価について十分把握する。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより原子炉施設の運転状態を把握し、炉心の健全性を推定して、燃料破損又はその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部運転班長及び放射線管理班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長及び放射線管理班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、施設内の放射線量の推移等から、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長および発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (5) 発電所対策本部各班長は、その他の原子炉施設について、事故が発生した原子炉施設による影響を考慮し、当該施設の保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況から、事故による周辺環境への影響を予測する。

### 13. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

### 14. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

- (1) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る応急措置を講じる場合、本店等の協力を得て、直ちに別表3-4に定める要員の派遣、資機材の貸与等必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当社が事業所外運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。
- ① 立入禁止区域の設定及び退避等の実施
  - ② 環境放射線モニタリングの実施
  - ③ 消火、延焼防止措置の実施
  - ④ 負傷者等の救出
  - ⑤ 輸送物の安全な場所への移動
  - ⑥ 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施
  - ⑦ その他、必要な措置の実施

## 第3節 緊急事態応急対策

### 1. 該当事象発生時の報告

発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-6に定める報告基準に至った場合は、様式11を用いて、別図2-9-3（事業所外運搬の場合にあっては別図2-9-4）に示す報告（連絡）経路に基づき、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに関係機関にファクシミリ装置及び電話で報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

### 2. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.「要員の派遣、資機材の貸与」を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

### 3. 要員の派遣、資機材の貸与

- (1) 発電所対策本部長は、本店の協力を得て指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-7に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。
- (2) 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-7に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。
- なお、事業所外運搬の場合は現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指示に基づき災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。
- (3) 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店並びに他の原子力事業者から以下の支援を必要とするときは、本店対策本部長等に要請する。
- ① 本店対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
  - ② あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
  - ③ 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援

### 4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策

発電所対策本部長は、本店等の協力を得て、直ちに別表3-7に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

## 第4章 原子力災害事後対策の実施

### 第1節 原子力災害事後対策の計画等

#### 1. 原子力災害事後対策の計画

発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について災害復旧計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等にて、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともにあらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査、汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

#### 2. 原子炉施設の復旧対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

#### 3. 原子力防災体制の解除

- (1) 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節1. (2)①により原子力防災体制を解除する。また、原子力防災管理者は、原子力防災体制を解除し発電所対策本部を解散したときは、本店発電管理室長に報告し、別図2-9-3(事業所外運搬にあっては別図2-9-4)に定める報告（連絡）経路に基づき各機関及び予め定める関係機関に連絡する。
- (2) 本店対策本部長は、第2章第2節1. (2)②により原子力防災体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

#### 4. 原因究明及び再発防止対策

発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

## 5. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

## 6. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

## 第2節 要員の派遣、資機材の貸与

### 1. 原子力災害事後対策に係る相互協力

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようするため、前節の原子力災害復旧計画に基づき別表4-1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。

### 2. 他の原子力事業者への応援要請

発電所対策本部長は、前項の業務に関し、他の原子力事業者の要員の派遣又は資機材の貸与を必要とする場合、次により応援要請を行う。

- (1) 電力各社の応援を必要とするときは、本店対策本部庶務班長に要請する。これを受けた本店対策本部庶務班長は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、電力各社に応援を要請する。
- (2) 福井県内の原子力事業者の応援を必要とするときは、関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で構成される支援組織である若狭地域原子力事業者支援連携本部に要請する。

## 第5章 その他

### 第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生し、発災事業者から応援の要請があった場合、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表 5-1 に定める要員の派遣及び資機材の貸与
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力
- (3) (1) 及び (2) による協力を円滑に進めるための発電所支援会議の設置

### 第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、本店総務室長の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を支援するため、別表 5-2 に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。

敦賀発電所

原子力事業者防災業務計画別冊

平成25年3月

日本原子力発電株式会社

# 目 次

## 図 表 集

別図 2-1	原子力防災組織及び職務（発電所対策本部）	1
別表 2-2	原子力防災要員の職務と配置	2
別図 2-3	本店総合災害対策本部の組織及び職務	3
別表 2-4	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	5
別図 2-5	原子力防災体制発令時の連絡経路 （原子力第一防災体制時の連絡系統）	6
別図 2-6	原子力防災要員の非常招集連絡経路（発電所原子力防災委員）	7
別図 2-7	本店対策本部要員の非常招集連絡経路	8
別図 2-8	発電所対策本部設置後の報告連絡経路 （原子力第一防災体制時の連絡系統）	9
別図 2-9-1	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路－ (発電所内での事象発生)	10
別図 2-9-2	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路－ (事業所外運搬での事象発生)	11
別図 2-9-3	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ (発電所内での事象発生)	12
別図 2-9-4	対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ (事業所外運搬での事象発生)	13
別図 2-10	発電所敷地周辺付近の放射線測定設備	14
別表 2-11	原子力防災資機材	15
別表 2-12	原子力防災関連資機材	16
別表 2-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材	17
別図 2-14	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	18
別表 2-15	本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材	19
別表 2-16	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	20
別表 2-17	原子力防災センターに備え付ける資料	21
別表 2-18	緊急時対策室に備え付ける資料	22
別表 2-19	本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料	23
別表 2-20	原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	24
別表 2-21	原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料	25
別図 2-22	緊急時対策室建屋及び集合・退避場所	26
別表 2-23	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	27

別図 2-24	発電所内の応急処置室施設	28
別表 2-25	緊急事態応急対策等の活動で使用する気象観測装置	29
別表 2-26	緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧	30
別表 2-27	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	32
別表 2-28	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	33
別図 2-29	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置	34
別表 2-30	発電所の原子力防災教育の内容	35
別表 2-31	本店の原子力防災教育の内容	36
別表 2-32	原子力防災訓練の内容	37
別表 2-33	原子力緊急事態支援組織	38
別表 3-1	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準	39
別表 3-2	発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬	41
別表 3-3	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	42
別表 3-4	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与	43
別図 3-5	公表内容の連絡経路	44
別表 3-6	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準	45
別表 3-7	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与	47
別表 4-1	原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与	48
別表 5-1	福井県内他原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、 資機材の貸与	49
別表 5-2	福井県外の原子力事業所または他の原子力事業者が輸送物の安全に 責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態における要 員の派遣、資機材の貸与	50

## 様 式 集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	5 1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	5 2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	5 3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	5 4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	5 5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	5 6
様式 7	特定事象発生通報	5 7
様式 8	異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）	5 8
様式 9	異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）	6 3
様式 10	応急措置の概要の報告様式	6 5
様式 11	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの通報様式	6 6

原子力防災組織及び職務  
(発電所対策本部)

組織	主な職務	人数	
本部(統括管理) 本部長:原子力防災管理者 (発電所長)			
本部(統括管理補佐) 副原子力防災管理者 (次長職以上)			
※ 2	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報収集</li> <li>・本店災害対策本部との連絡調整</li> <li>・内閣総理大臣、原子力規制委員会(事業所外運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣)、関係地方自治体など社外機関との連絡調整</li> <li>・法令上、安全協定上必要な連絡、調整</li> <li>・記録</li> <li><b>・原子力防災センターにおける活動の支援</b></li> </ul>	15
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報関連資料の作成</li> <li>・広報に関する関連機関との連絡、調整</li> <li>・報道機関との対応</li> <li><b>・原子力防災センターにおける活動の支援</b></li> </ul>	5
	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員、資機材等の調達、輸送</li> <li>・周辺住民の退避活動等への協力</li> <li>・所内警備、従事者及び来訪者の退避誘導</li> <li>・消火活動</li> <li>・第2次出動要員及び所外者への指示</li> <li>・地域支援計画の作成、実施</li> <li>・二次災害防止に関する措置</li> </ul>	15
	保健安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療(救護)に関する措置</li> <li>・二次災害防止に関する措置</li> </ul>	5
	技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況の把握、評価</li> <li>・事故拡大防止対策の検討</li> <li><b>・原子力防災センターにおける活動の支援</b></li> </ul>	5
	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線、放射能の測定</li> <li>・放射線影響範囲の推定</li> <li>・防護服着用指示</li> <li>・放射線管理上の立入制限区域設定、標識の明示</li> <li>・災害対策要員の被ばく管理</li> <li>・放射性物質の汚染除去</li> <li>・二次災害防止に関する措置</li> <li><b>・原子力防災センターにおける活動の支援</b></li> </ul>	12
	運転班 (1号班, 2号班)※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拡大防止に必要な運転上の措置</li> <li>・原子炉及び付属施設の保安維持</li> <li>・消火活動</li> </ul>	12
	保修班 (1号班, 2号班)※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拡大防止に必要な応急復旧</li> </ul>	13
	特命班※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不測の事態への対応</li> </ul>	
人数	18		

※1 : 不測の事態に対応するため、本部長が必要に応じて特命班を設置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む）する。  
(指揮者：本部員等（副長職以上）)

※2 : 必要に応じて、1号機指揮者及び2号機指揮者を設置する。なお、災害の規模に応じて設置箇所を判断する。

※3 : 必要に応じて、1号班及び2号班を設置する。なお、図は運転班及び保修班の例を示す。

注：**太字**は、原子力第二防災体制で付加される職務

別表 2-2

## 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部員（運営管理室長） 情報班（運営管理室員） 他 2 名
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力	発電所内又は原子力防災センター	本部長代理（副防災管理者） 情報班（運営管理室員） 本部補助員（発電室員） 本部補助員（技術センター員）
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内、プレスセンター又は原子力防災センター	本部員（総務室長） 広報班（総務室員 2 名） 情報班（運営管理室員）
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内又は原子力防災センター	本部員（安全管理室長） 技術班（安全管理室員） 放射線管理班（安全管理室員 2 名） 運転班（発電室員）
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	本部員（発電室長） 本部員（安全管理室マネージャー） 運転班（当該炉発電長〔発災〕） 技術班（安全管理室員）
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	本部員（保修室長） 保修班（保修室マネージャー） 他 2 名
放射性物質による汚染の除去	発電所内又は原子力防災センター	放射線管理班（安全管理室員 3 名） 他 1 名
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部員（総務室マネージャー） 保健安全班（総務室員） 他 2 名
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	本部員（総務室マネージャー） 庶務班（総務室員） 他 2 名
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導	発電所内	本部員（総務室マネージャー） 庶務班（総務室員） 他 2 名

総合災害対策本部の組織及び職務

組織	主な職務	人数
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 当該災害に関する情報の収集</li> <li>2. 現業機関災害対策本部対応への指導・援助</li> <li>3. 本店が担当する社外関係機関との連絡・調整及び法令上必要な連絡、報告</li> <li>4. 各班との連絡調整</li> </ul>	8
※ 別図2-3 (2/2)に示す		
本部（統括管理） 本部長：社長		
(本部) 副本部長 本部長付		
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 通信施設の確保</li> <li>2. 定められた総合災害対策本部要員では災害対策活動を十分行うことができないと判断される場合の追加要員の選定及び本部長承認後の招集</li> <li>3. 応援計画案の作成及び各班応援計画案の取りまとめ</li> <li>4. 社内警備</li> <li>5. その他必要な事項</li> </ul>	10
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 報道機関等（現業機関災害対策本部が行うものを除き、国の広報担当箇所を含む。）との対応</li> <li>2. 広報関係資料の作成</li> <li>3. 応援計画案の作成</li> </ul>	6
技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉・燃料の安全性に係る事項の検討</li> <li>2. 発電所施設・環境調査施設の健全性の確認</li> <li>3. 発電所（現業機関）の災害対策本部が行う応急活動の検討</li> <li>4. 応援計画案の作成</li> </ul>	8
放射線 管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 放射線管理に係る事項の検討</li> <li>2. 個人被ばくに係る事項の検討</li> <li>3. 応援計画案の作成</li> </ul>	4
保健 安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急被ばく医療に係る事項の検討</li> <li>2. 応援計画案の作成</li> </ul>	4

別図 2－3  
(2／2)

※：本部長は、必要に応じ以下の組織を設置する。

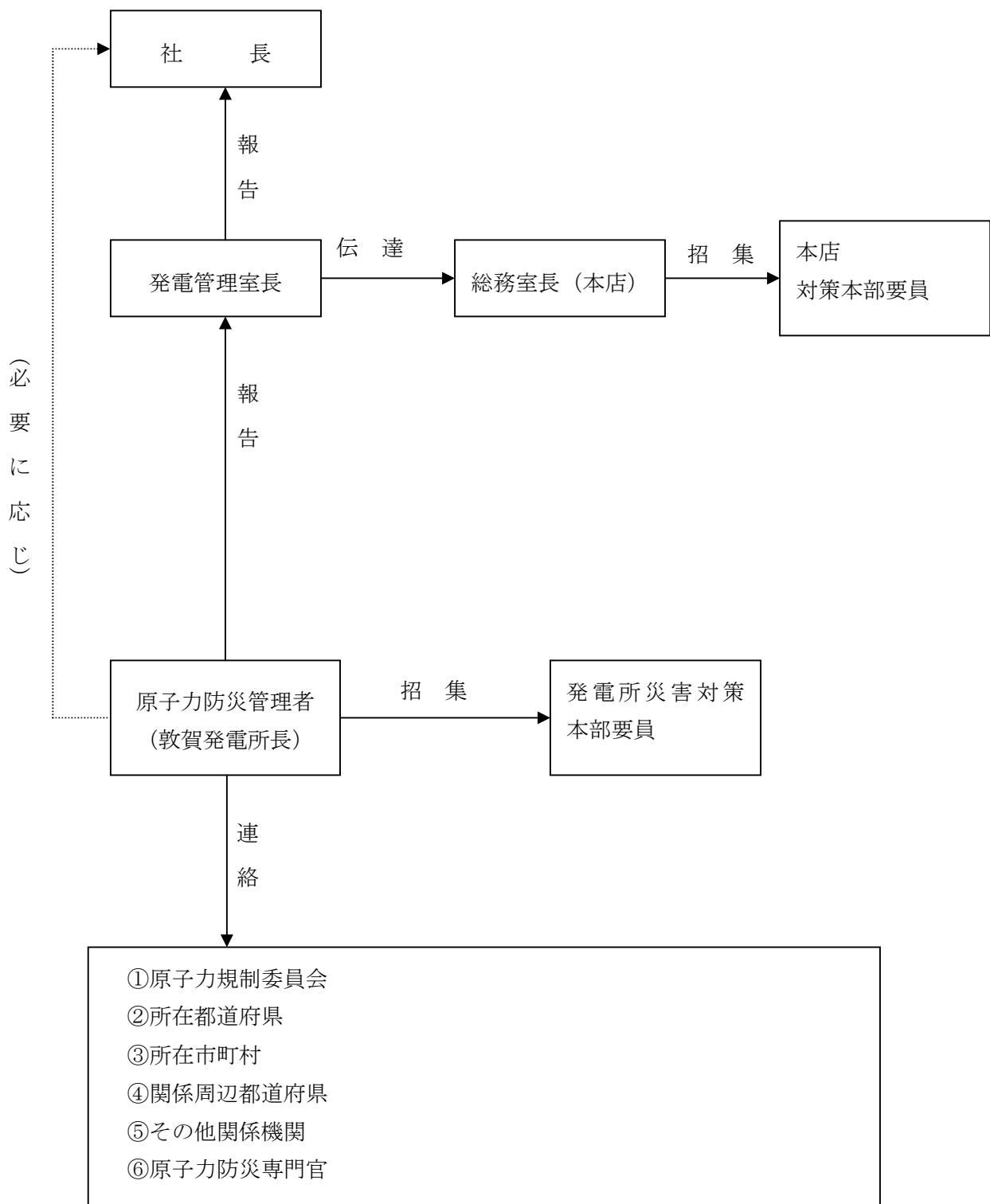
組　　織	主　な　職　務	人數
原子力施設事態即応センター班	1. 原子力規制委員会、緊急時対策監等の対応	4
原子力緊急時後方支援班	1. 状況把握・拠点選定・運営 2. 資機材調達・受入 3. 輸送計画の作成 4. 調達資機材の管理 5. 要員の入退管理 6. 要員・資機材の放射線管理 7. 住民避難行動等状況把握 8. スクリーニング計画作成 9. 避難住居要請対応計画作成（空社宅提供等） 10. 国、自治体と連携した汚染検査、除染計画作成	10
原子力災害被災者対応チーム	1. 自治体との連携 2. 避難所対応 3. 被災者対応 4. 地域モニタリングの計画作成	30
原子力損害賠償チーム	1. 補償相談・広報計画作成 2. 初期の補償窓口 3. 本格体制の準備 4. 法令手続き	20

別表 2－4

副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

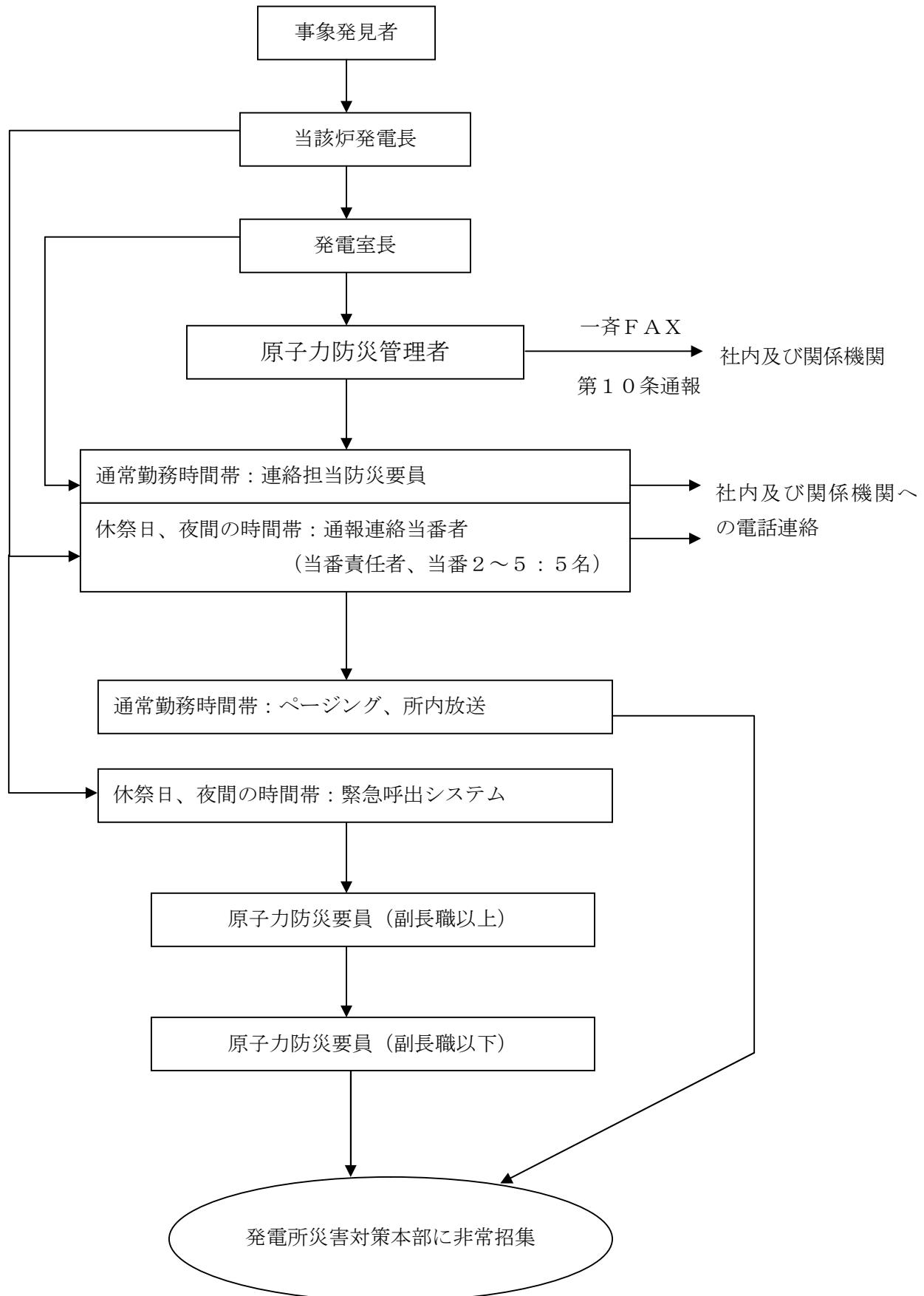
代行順位	副原子力防災管理者
1	所長代理
2	副所長 原子力災害防止担当
3	次長 安全推進担当
4	次長 報道技術支援担当
5	次長 業務高度化支援担当, 環境共生担当
6	次長
7	発電室員（次長）
8	保修室副室長
9	保修室員（次長）
10	保修室員（次長）
11	技術センター長 能力開発担当
12	技術センター員（次長）
13	安全管理室長

原子力防災体制発令時の連絡経路  
(原子力第一防災体制時の連絡系統)



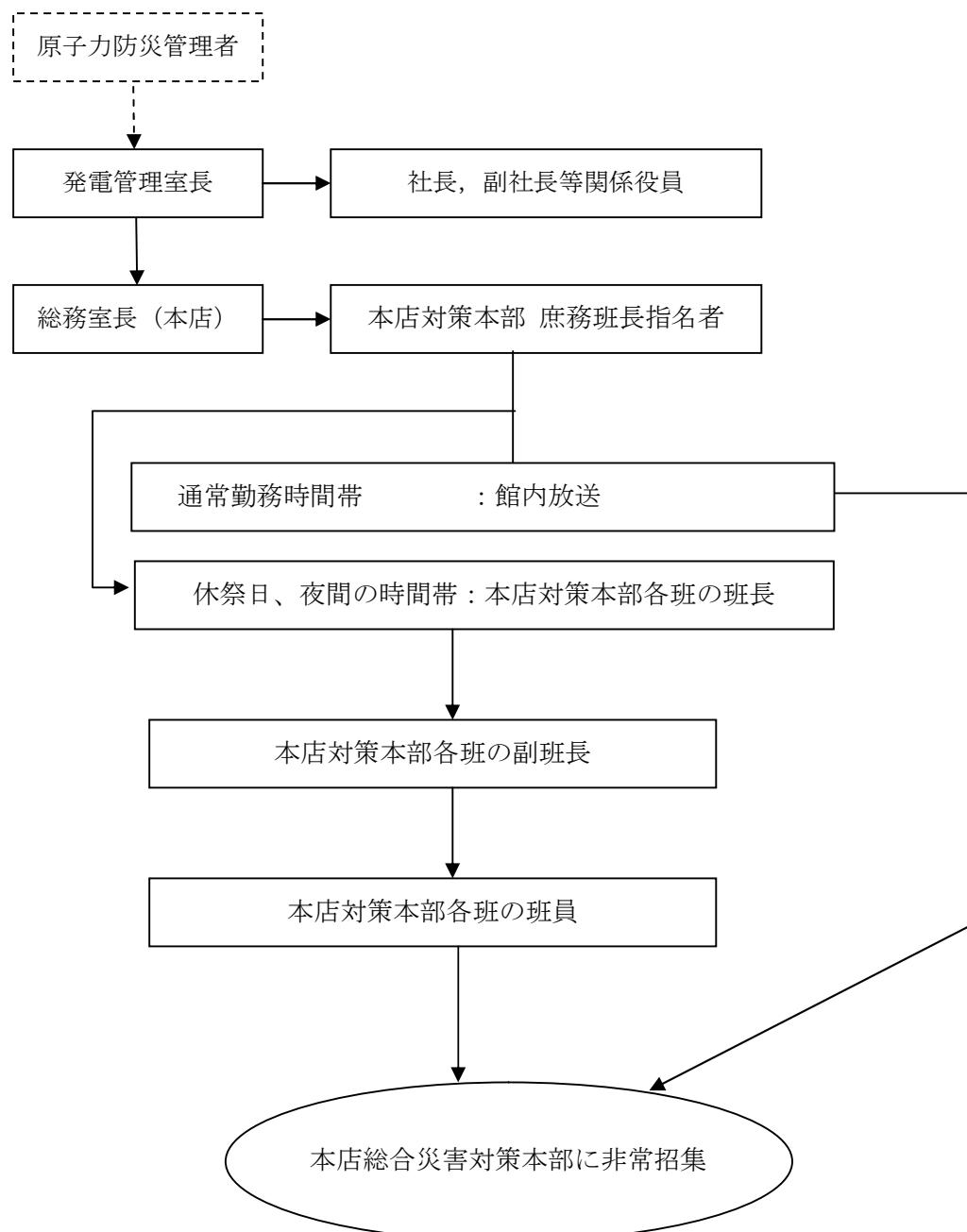
## 原子力防災要員の非常招集連絡経路

(発電所原子力防災要員)



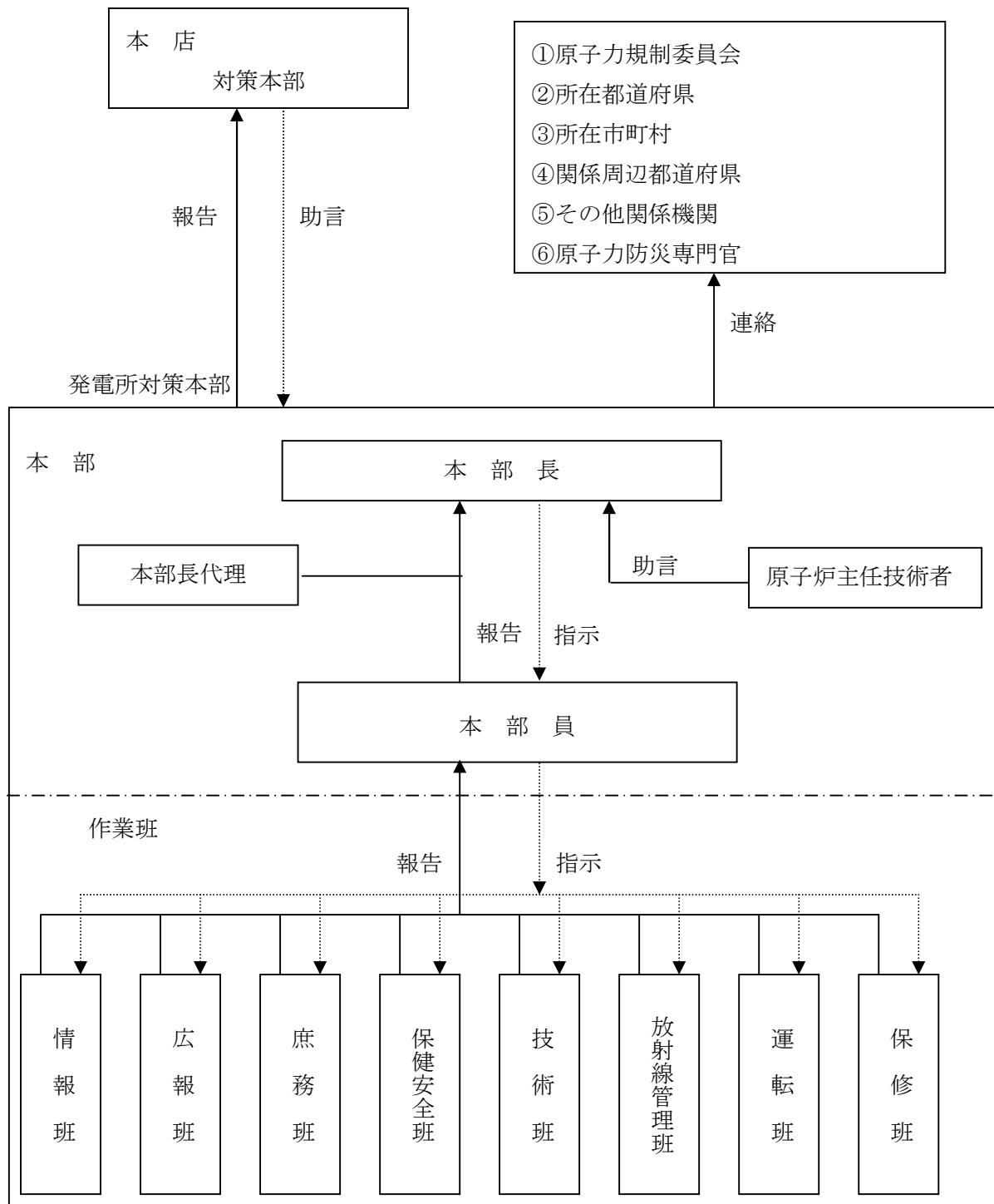
別図 2-7

本店対策本部要員の非常招集連絡経路

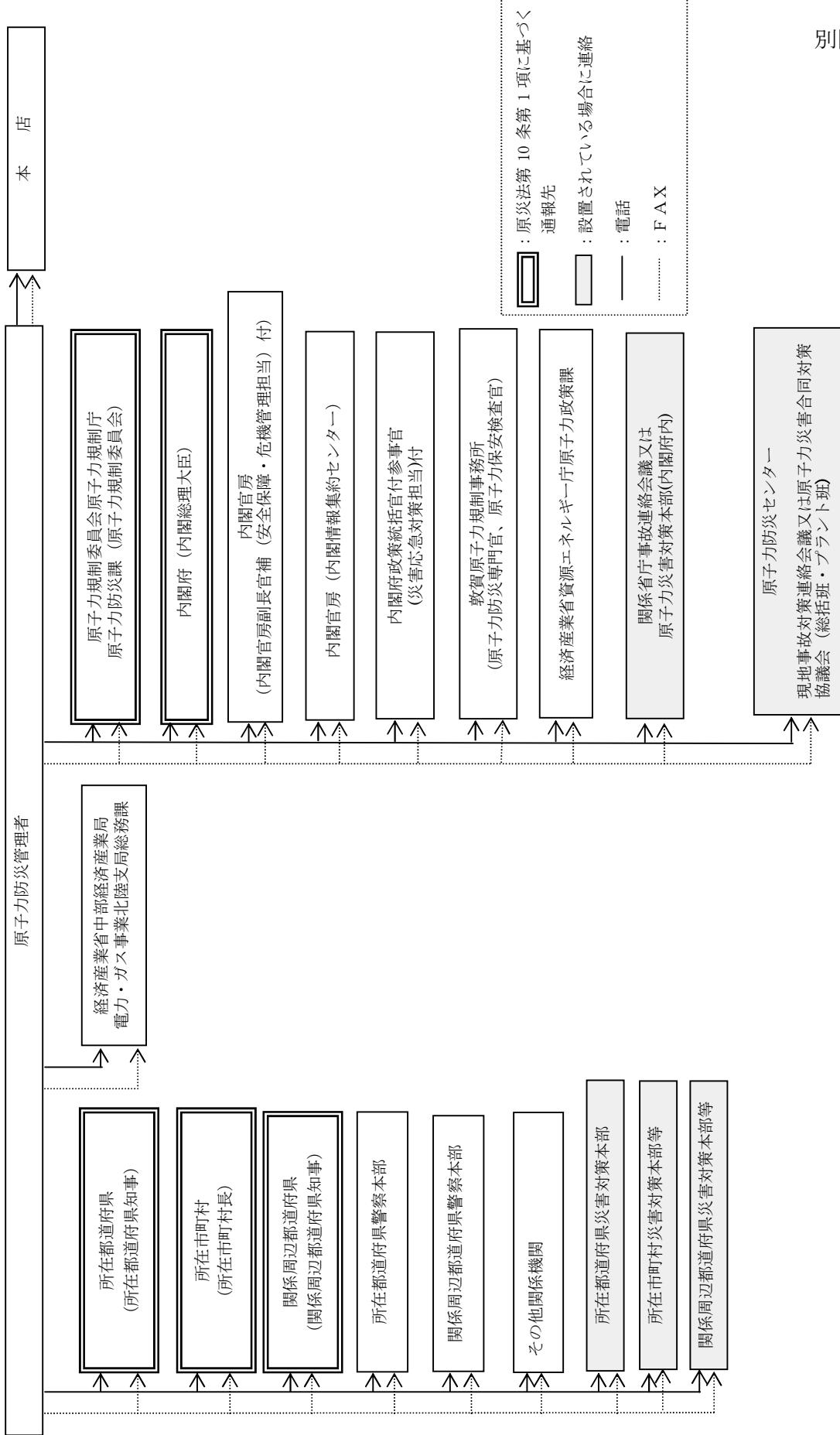


## 発電所対策本部設置後の報告連絡経路

(原子力第一防災体制時の連絡系統)

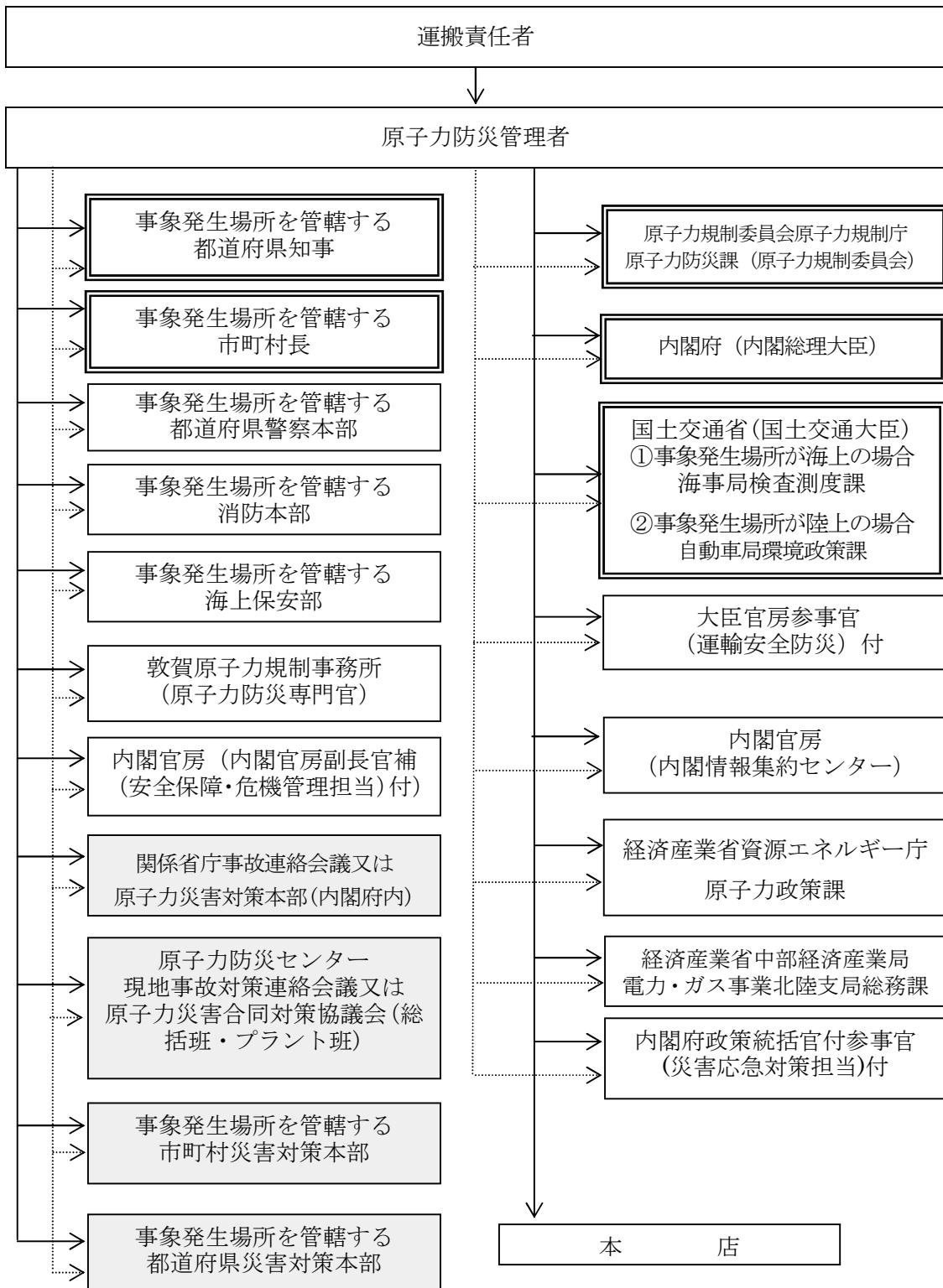


対外通報先一原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路一  
(発電所内での事象発生)



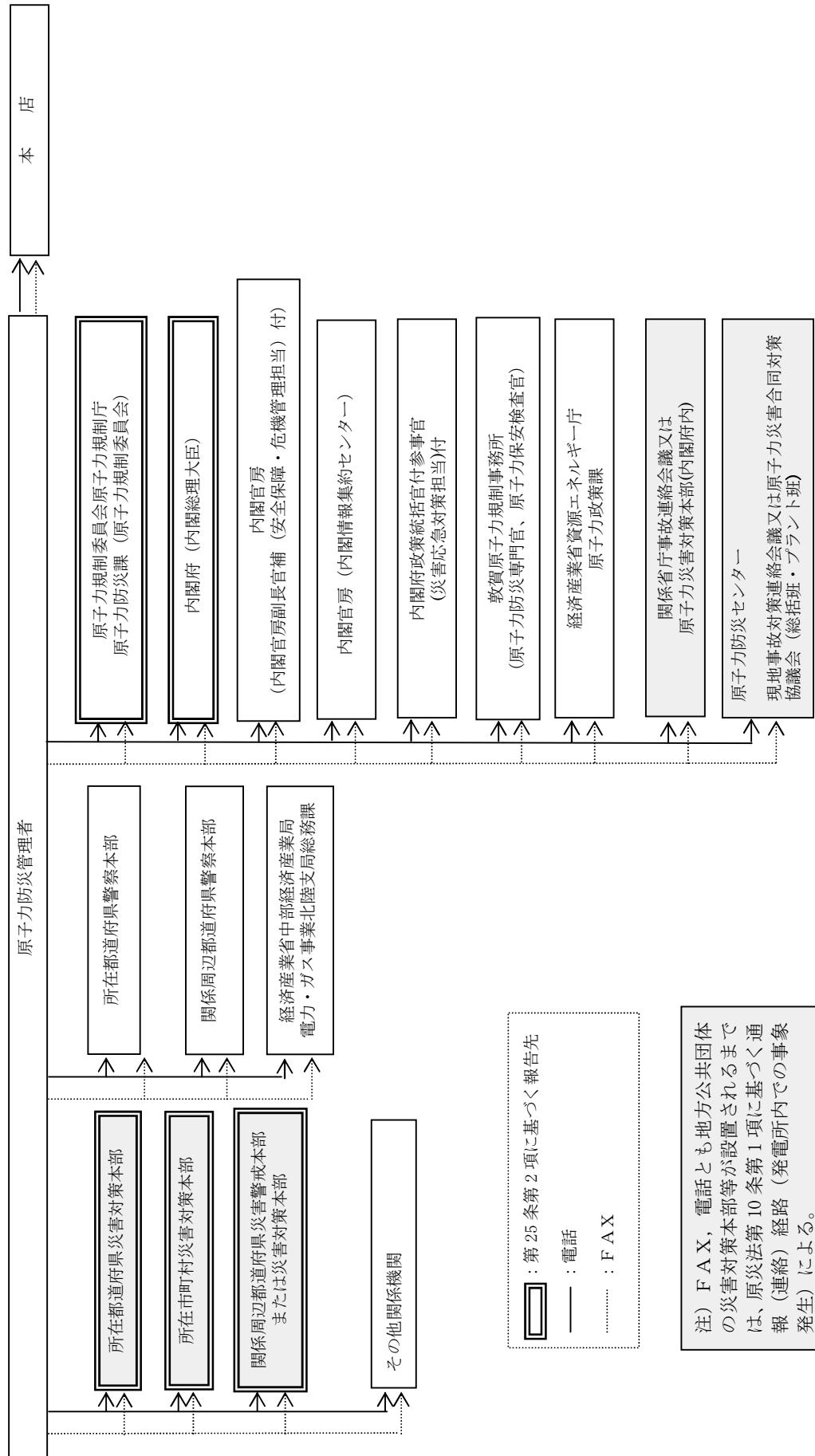
別図 2-9-1

対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路－  
 (事業所外運搬での事象発生)



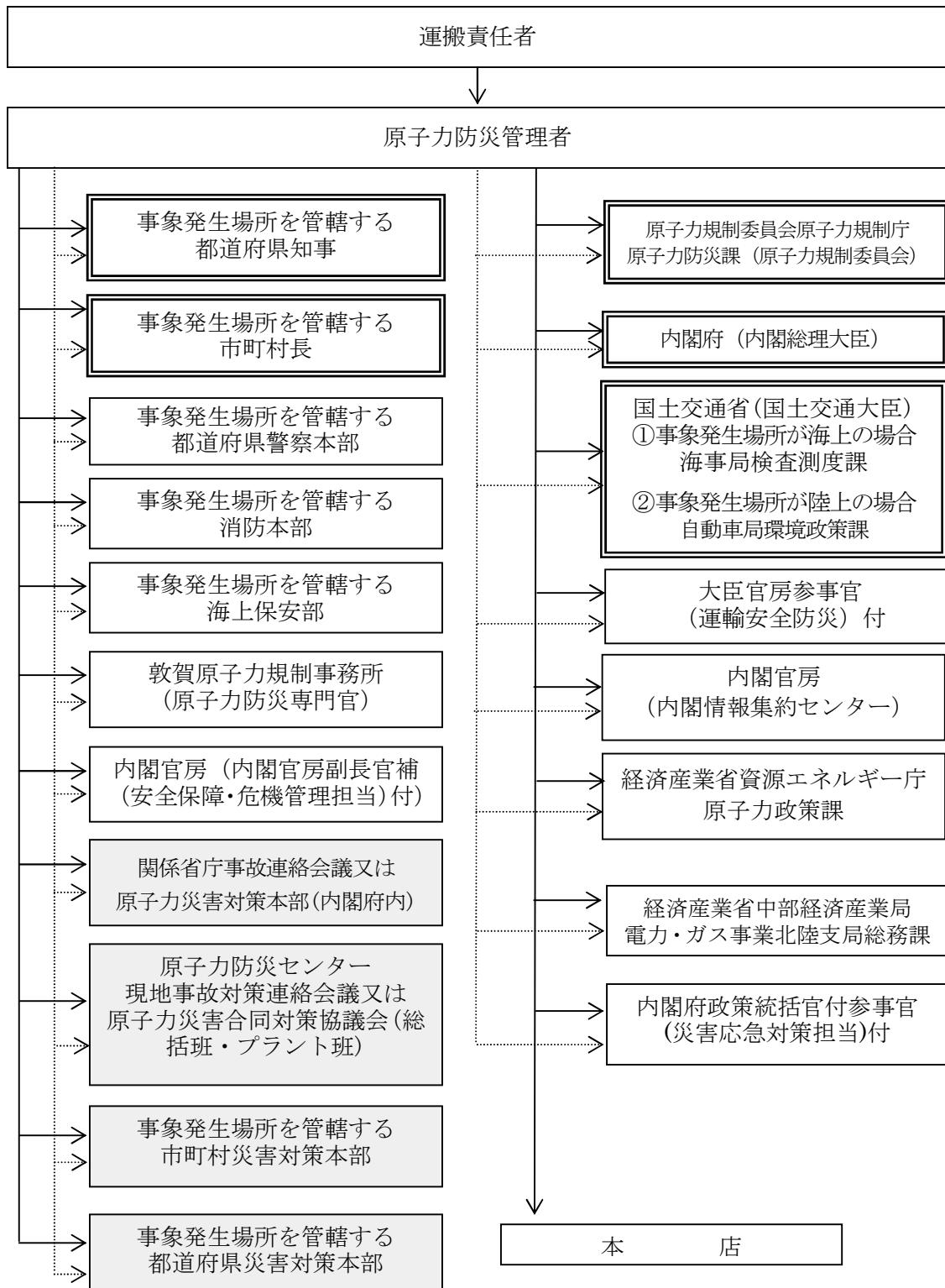
	: 原災法第10条第1項に基づく通報先
	: 設置されている場合に連絡
—	: 電話
-----	: FAX

対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路一  
(発電所内での事象発生)



別図2-9-3

対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路－  
 (事業所外運搬での事象発生)



	: 第 25 条第 2 項に基づく報告先
	: 設置されている場合に連絡
—	: 電話
·····	: FAX

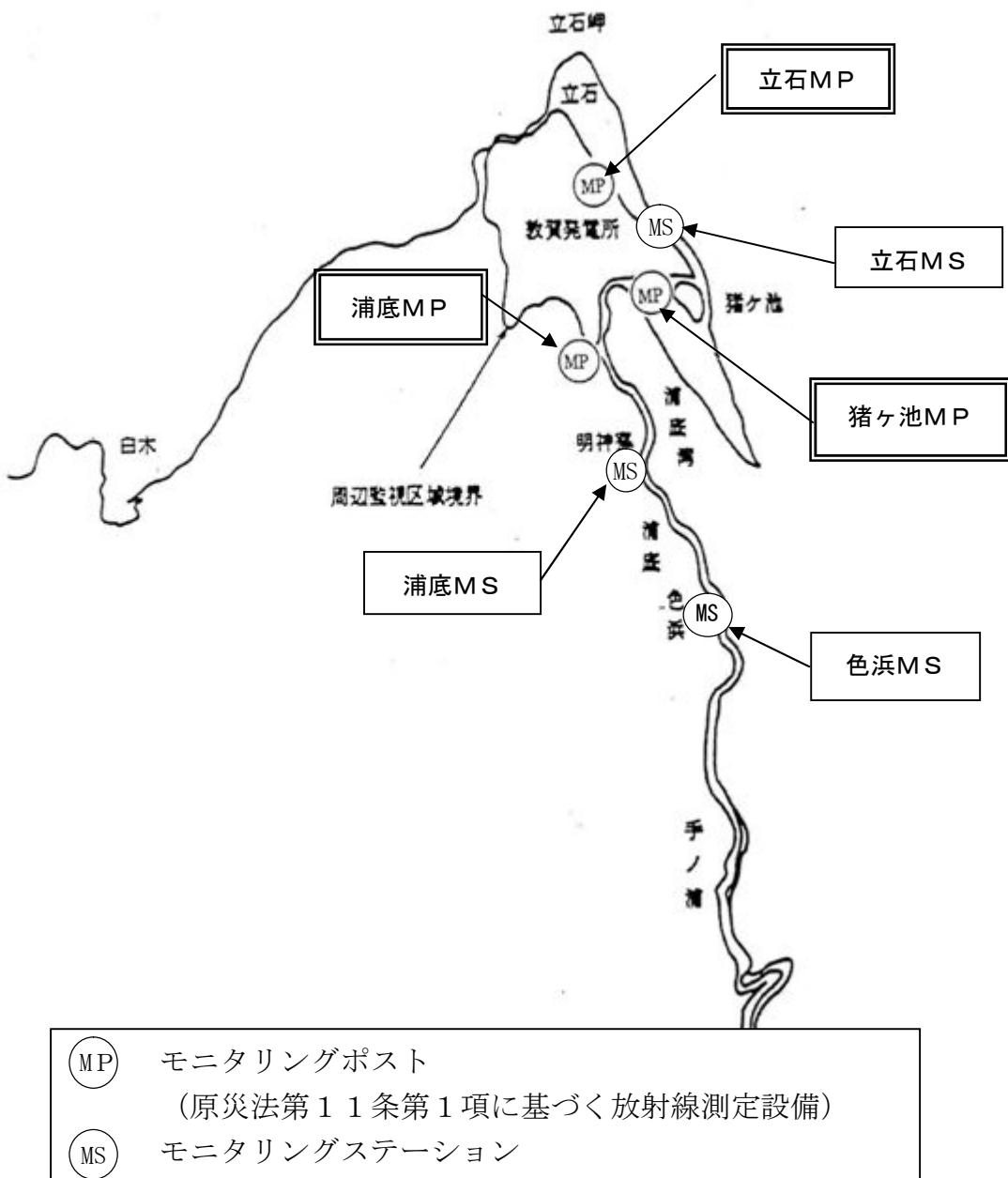
別表 2-10

## 発電所敷地周辺付近の放射線測定設備

名称	測定対象	点検頻度	測定器の種類（測定レンジ）
立石MP	空間線量率	1回／年	NaI (10～10 <sup>4</sup> nGy/h)、電離箱 (10 <sup>3</sup> ～10 <sup>8</sup> nGy/h)
猪ヶ池MP	空間線量率	1回／年	NaI (10～10 <sup>4</sup> nGy/h)、電離箱 (10 <sup>3</sup> ～10 <sup>8</sup> nGy/h)
浦底MP	空間線量率	1回／年	NaI (10～10 <sup>4</sup> nGy/h)、電離箱 (10 <sup>3</sup> ～10 <sup>8</sup> nGy/h)
立石MS	空間線量率	1回／年	NaI (10～10 <sup>4</sup> nGy/h)、電離箱 (10 <sup>3</sup> ～10 <sup>8</sup> nGy/h)
浦底MS	空間線量率	1回／年	NaI (10～10 <sup>4</sup> nGy/h)、電離箱 (10 <sup>3</sup> ～10 <sup>8</sup> nGy/h)
色浜MS	空間線量率	1回／年	NaI (10～10 <sup>4</sup> nGy/h)、電離箱 (10 <sup>3</sup> ～10 <sup>8</sup> nGy/h)

MP : モニタリングポスト（原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備）

MS : モニタリングステーション



## 原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	保管場所
放射用線器障具害防護	汚染防護服	汚染防護用装備・PVAスーツ	41組	1回／年	緊急時対策室建屋
	呼吸用ポンベ(交換用のものを含む。)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフ・エアー・セット	10台	1回／年	1号中央制御室 1号サービス建屋 2号中央制御室 2号サービス建屋
	フィルター付防護マスク	ダスト・マスク(チャコールフィルタ)	41組	1回／年	緊急時対策室建屋
非常通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線(NTT災害時優先電話)	1回線	1回／年	緊急時対策室建屋
	ファクシミリ装置	一斉FAXシステム	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	10台	1回／年	緊急時対策室建屋
		衛星携帯電話	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ 排気筒ガスモニタ	各1台	定期検査毎	1号排気筒EL140m 2号原子炉建屋EL65m
		放水口モニタ(1,2号機)	各1台	定期検査毎	1号放水口 2号放水口
	ガンマ線測定用可搬式測定器	バックグラウンド線量当量率サーベイメータ	3台	1回／年	緊急時対策室建屋
		線量当量率サーベイメータ	1台		
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子サーベイメータ	2台	1回／年	1号サービス建屋 2号サービス建屋
	空間放射線積算線量計	熱蛍光線量計	4個	1回／年	緊急時対策室建屋
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ(α線用)	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
		汚染密度測定用サーベイメータ(β線用)	1台		
	可搬式ダスト測定関連機器	(1)サンプラ ダストサンプラ	4台	1回／年	緊急時対策室建屋
		(2)測定器 ダストモニタ(モニタリングカーに搭載)	1台	1回／年	モニタリングカー
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	(1)サンプラ ヨウ素サンプラ	2台	1回／年	緊急時対策室建屋 モニタリングカー
		(2)測定器 ヨウ素モニタ(モニタリングカーに搭載)	1台	1回／年	モニタリングカー
	個人用外部被ばく線量測定器	電子式個人線量計	41台	1回／年	緊急時対策室建屋
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	410錠	1回／年	健康管理室
	担架	担架	1台	1回／年	健康管理室
	除染用具	除染キット	1式	1回／年	緊急時対策室建屋
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	救急車	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	発電所構内駐車区域
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	化学消防自動車 可搬式動力ポンプ設備	1式	1回／年	発電所車庫 正門監視所 消防ポンプ小屋
	環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	モニタリングカー	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	発電所構内駐車区域

## 原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
放射線障害防止用器具	循環式酸素呼吸器	4式	1回／年	緊急時対策建屋 2号サービス建屋
	高線量対策防護服	10着	1回／年	緊急時対策室建屋
非常用通信機器	NTT電話回線	16回線	—	緊急時対策室建屋
	社内電話	8回線	1回／年	緊急時対策室建屋
	無線装置	1回線	2回／年	緊急時対策室建屋
	衛星電話(ワイドスター)	3台	1回／年	緊急時対策室建屋
	衛星携帯電話(イリジウム)	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
	衛星電話・ファクシミリ(インマルサット)	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器(衛星系／地上系)	テレビ会議システム※1, ※3	2台	1回／年	緊急時対策室建屋
	ファクシミリ※1	3台	1回／年	緊急時対策室建屋
	IP電話※1	6台	1回／年	緊急時対策室建屋
	SPDS※1, ※2	1式	1回／年	緊急時対策室建屋
計測器等	可搬型モニタリングポスト	1台	1回／年	緊急時対策室建屋
	ホールボディーカウンタ	1台	1回／年	ホールボディーカウンタ室
非常用食料	保存食	約3,000食	1回／年	緊急時対策室建屋
	保存水(1リットルボトル)	約1,000本	1回／年	緊急時対策室建屋
その他資機材	緊急時輸送車両	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	発電所構内

\* 1：地上系ネットワークは、平成24年度末、衛星系ネットワークは、平成25年度末に整備完了予定。

\* 2：伝送経路の多重化については、原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度上期中に整備完了予定。

\* 3：接続箇所（総理官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター等）との定期的な接続確認は、設備が整備完了までに定める。

別表2-13

## シビアアクシデント対策等に関する資機材

名 称	数 量	点検頻度	保管場所
電源車(空冷式非常用発電機) 1825kVA	4台	1回／隔週 (動作確認)	ふげん敷地EL20m
海水利用型消防水利システム (240m <sup>3</sup> /h、全揚程0.9MPa)	2式	1回／年	仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (67.8m <sup>3</sup> /h、吐出圧力0.55MPa)	4台	1回／年	3台:正門監視所 1台:仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (60m <sup>3</sup> /h、吐出圧力0.7MPa)	2台	1回／年	仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (70.2m <sup>3</sup> /h、吐出圧力0.55MPa)	1台	1回／年	1号発電用水タンク横
化学消防車 (120m <sup>3</sup> /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回／年	正門監視所
水槽付消防車 (120m <sup>3</sup> /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回／年	構内車庫
水槽付消防車(小型) (120m <sup>3</sup> /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回／年	仮設用地EL21.5m
ホイールローダ	2台	1回／年	仮設用地EL21.5m
パワーショベル	1台	1回／年	仮設用地EL21.5m
タンクローリー	4台	1回／年	仮設用地EL21.5m ふげん敷地EL20m
燃料(ガソリン)※	約4kℓ	1回／年	工事協力会主水場 EL21m
燃料(軽油)※	約958kℓ	1回／年	1号サービス建屋西側 2号補助建屋西側 2号閑閉所東側

※ 燃料補充については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行なう。

シビアアクシデント対策等に関する資機材配置

安全確保上の観点から公開しないこととしています。

## 本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材

分類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	テレビ会議システム	1式	1回／年	総合災害対策室
	NTT電話回線	7回線	—	総合災害対策室
	社内電話	8回線	1回／年	総合災害対策室
	無線装置	1回線	2回／年	総合災害対策室
	衛星電話(ワイドスター)	3台	1回／年	総合災害対策室
	衛星携帯電話(イリジウム)	1台	1回／年	総合災害対策室
	衛星電話・ファクシミリ(インマルサット)	1台	1回／年	総合災害対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器(衛星系／地上系)	テレビ会議システム※1, ※2	1台	1回／年	本店社屋2階 本店2階第1会議室
	ファクシミリ※1	3台	1回／年	本店社屋2階 第1, 10会議室
	IP電話※1	5台	1回／年	本店社屋2階 第1, 10会議室
その他資機材	SPDS表示パソコン	1台	1回／年	総合災害対策室
	非常用食料(保存水を含む。)※3	約1, 100食	1回／年	本店社屋地下3階
	非常用発電機	1台	1回／年	本店社屋屋上
	燃料(軽油)※4	約390リットル	1回／年	本店社屋屋上

※1:地上系ネットワークは、平成24年度末、衛星系ネットワークは平成25年度末に整備完了予定。

※2:定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※3:記載数量の他、最寄の小売店より調達する。

※4:記載数量の他、ビル管理会社拠点(東京都江戸川区西葛西)にて2日分の燃料を備蓄、  
又は最寄の小売店より調達する。

## 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
出入管理	入構管理証発行機	1式	1回／年	敦賀総合研修センター
	放射線防護教育資料	100部	1回／年	敦賀総合研修センター
計測器類	GM汚染サーベイメータ	10台	1回／年	敦賀総合研修センター
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	電離箱サーベイメータ	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	個人被ばく線量計	245台	1回／年	敦賀総合研修センター
放射線障害 防護用器具	汚染防護服(タイプック等)	1,470組	1回／年	敦賀総合研修センター
	全面マスク	245個	1回／年	敦賀総合研修センター
	チャコールカートリッジ	2,940個	1回／年	敦賀総合研修センター
非常用電源	移動式発電機	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
非常用 通信機器	携帯電話(災害優先)	5台	1回／年	敦賀総合研修センター
	衛星電話(ワイドスター)	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	衛星電話ファクシミリ(インマルサット)	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
その他 資機材	ヨウ素剤	2,940錠	1回／年	敦賀総合研修センター
	除染用機材(シャワー設備等)	2式	1回／年	敦賀総合研修センター
	養生材	1式	1回／年	敦賀総合研修センター
	非常用食料※1	—	—	—
	資材輸送用車両	1台	1回／年	敦賀総合研修センター
	燃料(軽油)※1	—	—	—

※1:最寄の小売店から調達。

上記の保管場所からの支援施設への輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもって行なう。

## 原子力防災センターに備え付ける資料

資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料 (1) 緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ② 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ③ 敦賀発電所 1号機、2号機非常時運転手順書	原子力防災センター
2. 放射能影響推定に関する資料 (1) 敦賀発電所設備資料 ① 原子炉設置許可（変更）申請書（1号炉、2号炉） * ② 施設配置図（1号機、2号機） * ③ 敦賀発電所 1号機、2号機系統図 ④ 敦賀発電所プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑤ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表	原子力防災センター

\* : 原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

## 緊急時対策室に備え付ける資料

	資料名	保管場所
1.組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 ⑥ 敦賀発電所1号機、2号機非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	緊急時対策室
2.放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 敦賀発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置許可(変更)申請書(1号機、2号機) * ③ 系統図(1号機、2号機) ④ 施設配置図(1号機、2号機) * ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図(1号機、2号機) ⑥ 主要設備概要(1号機、2号機) ⑦ 原子炉安全保護系ロジック一覧表(1号機、2号機) (4) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図	緊急時対策室
3.事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図(日本領海部分) ③ 核燃料輸送物安全解析書	緊急時対策室

\* : 原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

## 本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料

	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 ⑥ 敦賀発電所 1号機、2号機非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	本店総合災害対策本部室
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 敦賀発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置許可(変更)申請書(1号機、2号機) ③ 系統図(1号機、2号機) ④ 施設配置図(1号機、2号機) ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図(1号機、2号機) ⑥ 主要設備概要(1号機、2号機) ⑦ 原子炉安全保護系ロジック一覧表(1号機、2号機) (4) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図	本店総合災害対策本部室
3. 事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図(日本領海部分) ③ 核燃料輸送物安全解析書	本店総合災害対策本部室

## 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

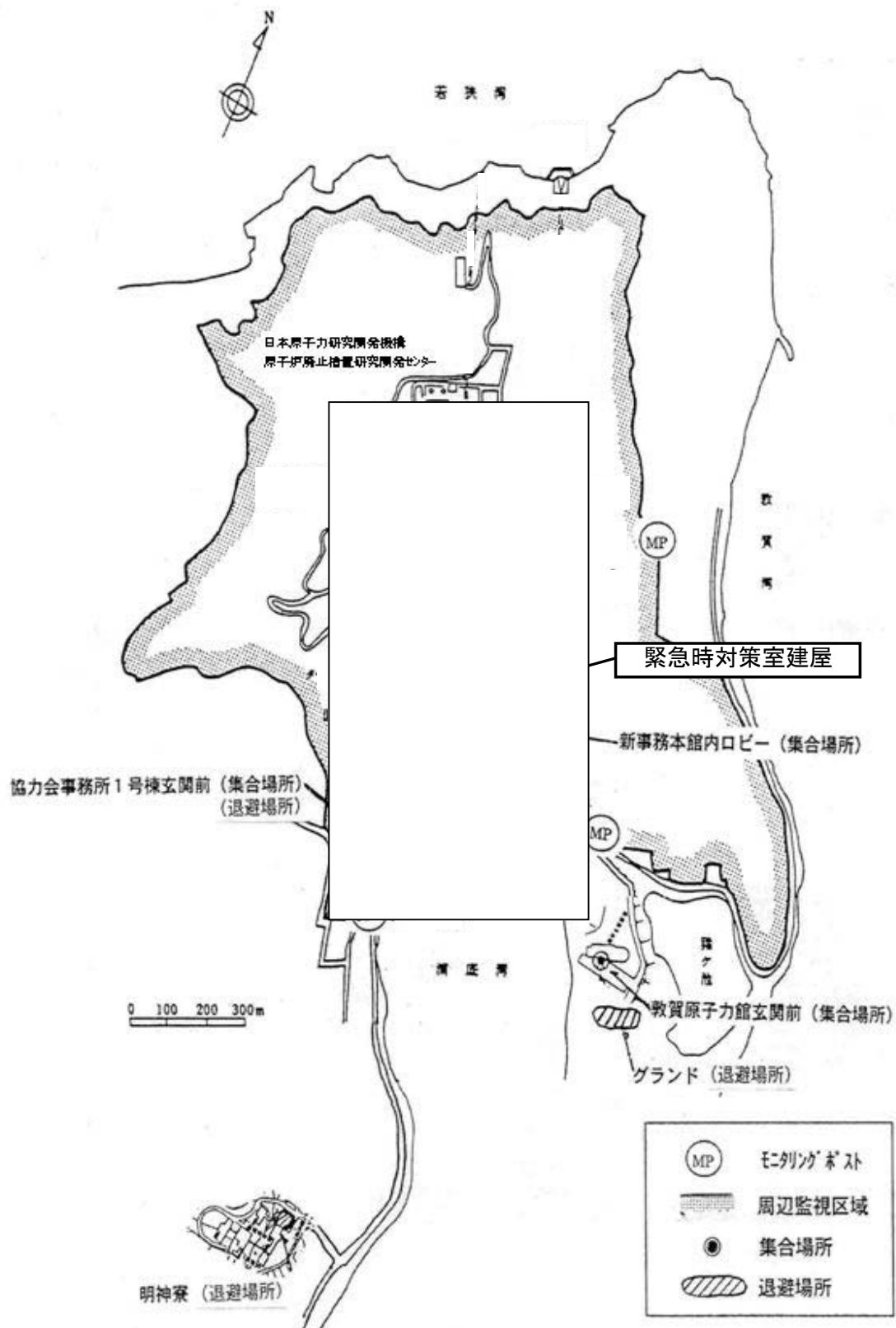
	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	敦賀総合研修センター
2. 社会環境に関する資料	(1) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図（2万5千分の1） ③ 発電所周辺地図（5万分の1） ④ 市町村市街図 (2) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表	敦賀総合研修センター
3. その他資料	(1) 敦賀発電所施設配置図（1号機、2号機） (2) 敦賀発電所原子炉設置（変更）許可申請書（1号機、2号機）	敦賀総合研修センター

## 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料

資料名	保管場所
1.組織及び体制に関する資料  (1)緊急時対応組織資料 ①敦賀発電所原子炉施設保安規定＊ ②敦賀発電所原子力事業者防災業務計画＊ ③敦賀発電所1号機、2号機非常時運転手順書	緊急時対応センター（ERC）
2.放射能影響推定に関する資料  (1)敦賀発電所設備資料 ①原子炉設置許可申請書（1号炉、2号炉）＊ ②施設配置図（1号機、2号機）＊ ③敦賀発電所1号機、2号機系統図 ④敦賀発電所プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑤敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急時対応センター（ERC）

\* : 原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

緊急時対策室建屋及び集合・退避場所



## 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

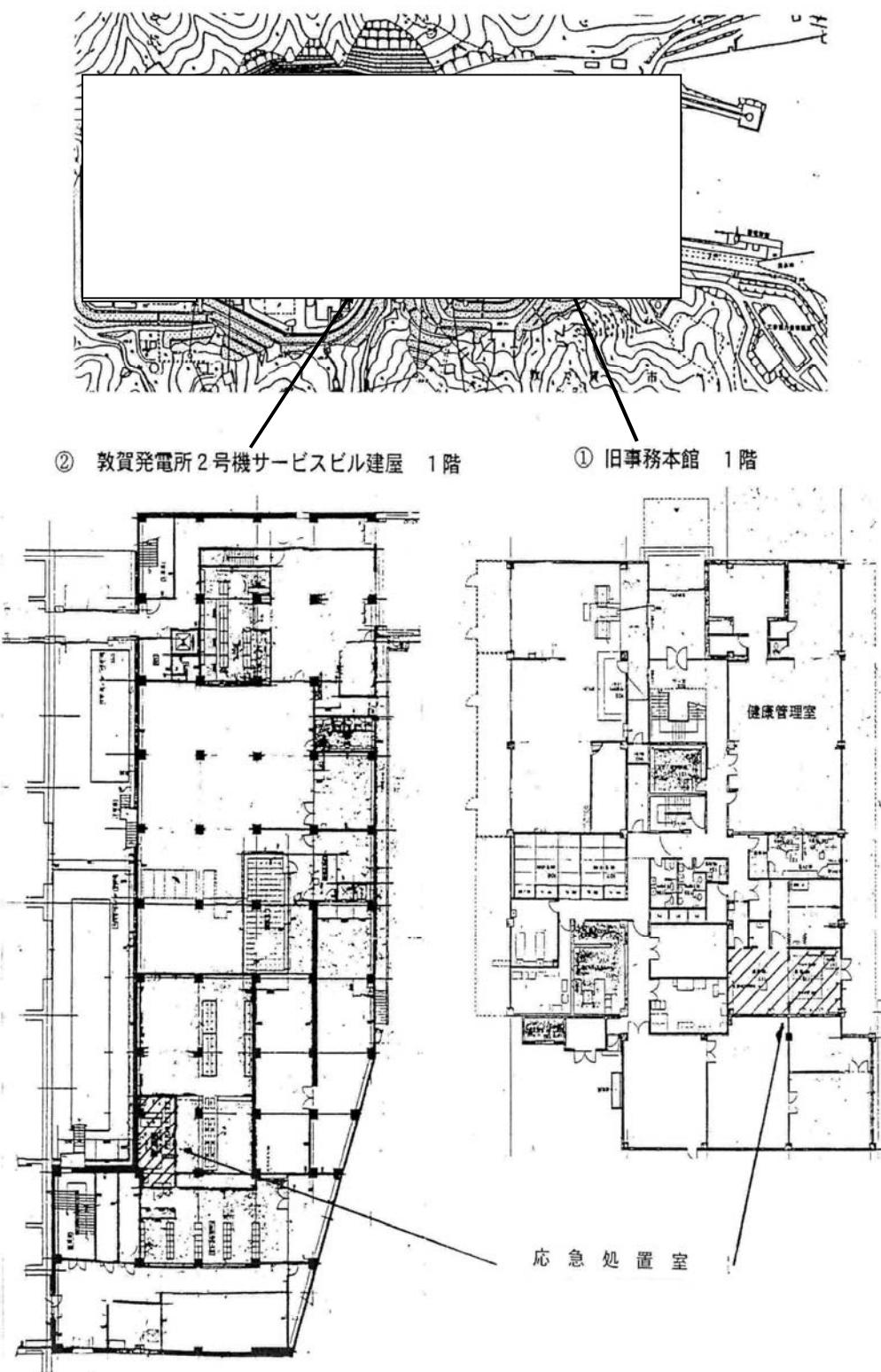
## 発電所対策本部室

項目	仕様
広さ	・面積 約400m <sup>2</sup>
耐震性・耐津波	・免震構造、敷地 EL約3m、1階面水密化（EL約6m）
耐放射線	・1階、2階をコンクリート壁厚にて遮へい ・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備
非常用電源	・建屋屋上に専用空冷式非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約7,200ℓ（3日※1）
通信設備	・別表2-1-1、別表2-1-2のとおり

※1 専用空冷式非常用ディーゼル発電機全負荷での連続運転

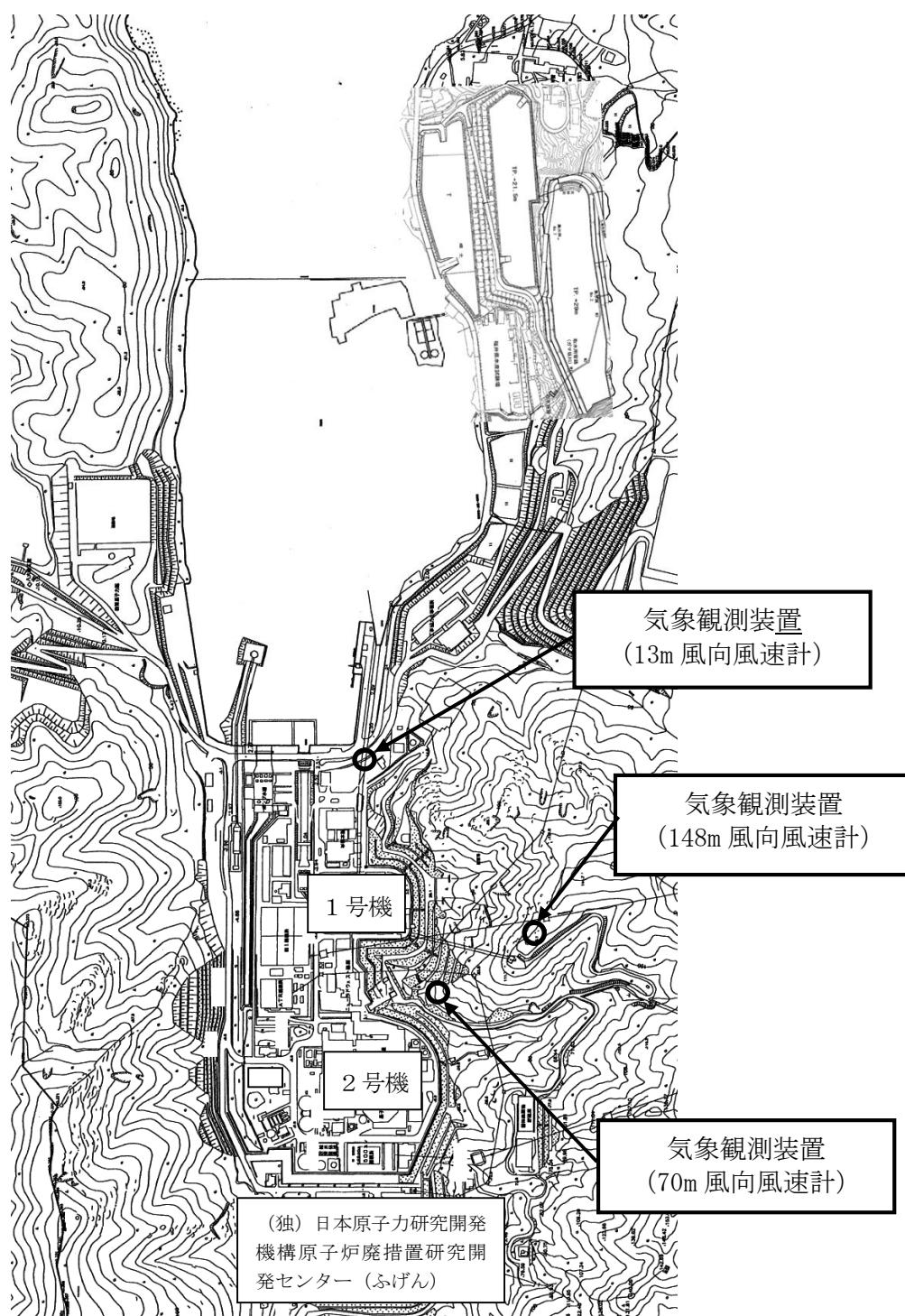
別図 2-24

発電所内の応急処置室施設



## 緊急事態応急対策等の活動で使用する気象観測装置

分類	名 称	数 量	点検頻度	設置場所
気象観測装置	風向風速計 (EL 約 13m)	1 式	1回／年	発電所構内
	風向風速計 (EL 約 70m)	1 式	1回／年	発電所構内
	風向風速計(EL 約 148m)	1 式	1回／年	発電所構内



## 緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧(1/2)

敦賀発電所1号機

No.	伝送項目	単位	No.	データ項目	単位
1	排気筒高レンジモニタA	mSv/h	51	S/C事故時モニタA	Sv/h
2	排気筒高レンジモニタB	mSv/h	52	S/C事故時モニタB	Sv/h
3	排気筒低レンジモニタ(1分間平均値)	cps	53	D/W露囲気温度(最大)	°C
4	SGTS放射線モニタA(事故時)	mSv/h	54	S/C水温(最大)	°C
5	SGTS放射線モニタB(事故時)	mSv/h	55	S/C水位	cm
6	原子炉圧力	MPa	56	CAMS水素濃度(D/W, S/C)	%
7	再循環ポンプ入口温度	°C	57	CAMS酸素濃度(D/W, S/C)	%
8	HPCI流量	l/min	58	SRNM対数計数率CH-11	cps
9	CS流量A	l/min	59	SRNM対数計数率CH-15	cps
10	CS流量B	l/min	60	SRNM対数計数率CH-12	cps
11	ADS A作動	—	61	SRNM対数計数率CH-16	cps
12	ADS B作動	—	62	SRNM対数計数率CH-13	cps
13	HPCIポンプ起動要求信号	—	63	SRNM対数計数率CH-17	cps
14	CS Aポンプ電動機遮断器 作動	—	64	SRNM対数計数率CH-14	cps
15	CS Bポンプ電動機遮断器 作動	—	65	SRNM対数計数率CH-18	cps
16	CC 流量A	l/min	66	SGTS A作動	—
17	CC 流量B	l/min	67	SGTS B作動	—
18	CC Aポンプ電動機遮断器 作動	—	68	主蒸気管放射線モニタA	mSv/h
19	CC Bポンプ電動機遮断器 作動	—	69	主蒸気管放射線モニタB	mSv/h
20	原子炉水位(広帯域)	cm	70	主蒸気管放射線モニタC	mSv/h
21	原子炉水位(燃料域)	cm	71	主蒸気管放射線モニタD	mSv/h
22	APRM平均値	—	72	放水口放射線モニタA	cps
23	全制御棒全挿入	—	73	原子炉モードスイッチ「起動」	—
24	D/W 圧力(広域)	kPa(a)	74	原子炉モードスイッチ「停止」	—
25	S/C圧力	kPa(a)	75	原子炉モードスイッチ「燃交」	—
26	格納容器隔離(PCIS内側)	—	76	ホールドアップ前放射能	mSv/h
27	格納容器隔離(PCIS外側)	—			
28	主蒸気隔離弁内側A全閉	—		敦賀発電所1・2号機共通	
29	主蒸気隔離弁内側B全閉	—	No.	データ項目	単位
30	主蒸気隔離弁外側A全閉	—	1	風向(148m)	—
31	主蒸気隔離弁外側B全閉	—	2	風向(70m)	—
32	6.9kV常用母線電圧1A	kV	3	風向(13m)	—
33	6.9kV常用母線電圧1B	kV	4	風速(148m)	m/s
34	480V 非常用母線電圧1C	V	5	風速(70m)	m/s
35	480V 非常用母線電圧1D	V	6	風速(13m)	m/s
36	D/G連絡遮断器1C	—	7	大気安定度	—
37	D/G連絡遮断器1D	—	8	モニタリングポスト(立石)(低)	nGy/h
38	原子炉給水流量	t/h	9	モニタリングポスト(猪ヶ池)(低)	nGy/h
39	非常用復水系A作動	—	10	モニタリングポスト(浦底)(低)	nGy/h
40	非常用復水系B作動	—	11	モニタリングポスト(立石)(高)	nGy/h
41	逃し安全弁A開動作	—	12	モニタリングポスト(猪ヶ池)(高)	nGy/h
42	逃し安全弁B開動作	—	13	モニタリングポスト(浦底)(高)	nGy/h
43	逃し安全弁C開動作	—			
44	逃し安全弁D開動作	—			
45	格納容器冷却D/Wスプレイ弁A全閉	—			
46	格納容器冷却D/Wスプレイ弁B全閉	—			
47	格納容器冷却S/Cスプレイ弁A全閉	—			
48	格納容器冷却S/Cスプレイ弁B全閉	—			
49	D/W事故時モニタA	Sv/h			
50	D/W事故時モニタB	Sv/h			

## 緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧(2/2)

敦賀発電所2号機

No.	データ項目	単位	No.	データ項目	単位
1	排気筒ガスモニタ(中レンジ)(R21B)	cpm	51	D補助給水流量	m³/h
2	排気筒ガスモニタ(高レンジ)(R21C)	cpm	52	A主給水流量	t/h
3	排気筒ガスモニタ(低レンジ)(R21A)	cpm	53	B主給水流量	t/h
4	Bループ1次冷却材圧力2	MPa	54	C主給水流量	t/h
5	Cループ1次冷却材圧力3	MPa	55	D主給水流量	t/h
6	Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	56	A主蒸気圧力	MPa
7	Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	57	B主蒸気圧力	MPa
8	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	58	C主蒸気圧力	MPa
9	Dループ1次冷却材高温側温度(広域)	°C	59	D主蒸気圧力	MPa
10	ほう酸注入流量	m³/h	60	炉内T/C温度最高値	°C
11	A高压注入ポンプ出口流量	m³/h	61	炉内T/C温度平均値	°C
12	B高压注入ポンプ出口流量	m³/h	62	1次冷却材サブクール度	°C
13	A余熱除去ライン流量3	m³/h	63	格納容器エリアモニタ(高レンジ)	Sv/h
14	A余熱除去ライン流量4	m³/h	64	格納容器温度	°C
15	B余熱除去ライン流量4	m³/h	65	A格納容器再循環サンプ水位(広域)3	%
16	B余熱除去ライン流量3	m³/h	66	B格納容器再循環サンプ水位(広域)4	%
17	A高压注入ポンプ	—	67	燃料取替用水タンク水位	%
18	B高压注入ポンプ	—	68	充てんライン流量	m³/h
19	A充てん/高压注入ポンプ	—	69	安全注入動作	—
20	B充てん/高压注入ポンプ	—	70	原子炉水位	%
21	A余熱除去ポンプ	—	71	中性子源領域中性子束1	cps
22	B余熱除去ポンプ	—	72	中性子源領域中性子束2	cps
23	出力領域平均中性子束チャンネル1分間平均	%	73	出力領域平均中性子束1	%
24	中間領域中性子束CH1	A	74	出力領域平均中性子束2	%
25	中間領域中性子束CH2	A	75	出力領域平均中性子束3	%
26	全制御棒全挿入	—	76	出力領域平均中性子束4	%
27	加圧器水位1	%	77	1次冷却材連続モニタ	mSv/h
28	加圧器水位2	%	78	格納容器ガスモニタ	cpm
29	格納容器圧力1	kPa	79	放水口モニタ	cpm
30	格納容器圧力2	kPa		敦賀発電所1・2号機共通	
31	格納容器圧力3	kPa	No.	データ項目	単位
32	格納容器圧力4	kPa	1	風向(148m)	—
33	格納容器隔離(T信号)	—	2	風向(70m)	—
34	A格納容器スプレイ流量	m³/h	3	風向(13m)	—
35	B格納容器スプレイ流量	m³/h	4	風速(148m)	m/s
36	A格納容器スプレイポンプ	—	5	風速(70m)	m/s
37	B格納容器スプレイポンプ	—	6	風速(13m)	m/s
38	A非常用母線電圧値	kV	7	大気安定度	—
39	B非常用母線電圧値	kV	8	モニタリングポスト(立石)(低)	nGy/h
40	A-DG遮断器投入	—	9	モニタリングポスト(猪ヶ池)(低)	nGy/h
41	B-DG遮断器投入	—	10	モニタリングポスト(浦底)(低)	nGy/h
42	復水器排気ガスモニタ	cpm	11	モニタリングポスト(立石)(高)	nGy/h
43	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm	12	モニタリングポスト(猪ヶ池)(高)	nGy/h
44	A蒸気発生器水位(広域)	%	13	モニタリングポスト(浦底)(高)	nGy/h
45	B蒸気発生器水位(広域)	%			
46	C蒸気発生器水位(広域)	%			
47	D蒸気発生器水位(広域)	%			
48	A補助給水流量	m³/h			
49	B補助給水流量	m³/h			
50	C補助給水流量	m³/h			

## 本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

### 本店社屋 2 階第 1・2 会議室（原子力施設事態即応センター）

項目	仕 様
広さ	・面積 約 155 m <sup>2</sup> (第 1 会議室 約 71 m <sup>2</sup> , 第 2 会議室 約 84 m <sup>2</sup> )
耐震性・耐津波	・一般建築相当の耐震性 ・TP. 約 10 m (本店社屋 2 階)
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 390 ℥ ・その他ビル管理会社 (東京都江戸川区西葛西) に約 2 日分燃料を備蓄, 又は最寄の小売店より調達
通信設備	・別表 2-15 のとおり

### 総合災害対策室（事業者総合災害対策本部）

項目	仕 様
広さ	・面積 約 185 m <sup>2</sup> (総合災害対策室 約 91 m <sup>2</sup> , 連絡デスク室 約 52 m <sup>2</sup> , 本部室 約 42 m <sup>2</sup> )
耐震性・耐津波	・一般建築相当の耐震性 ・TP. 約 19 m (本店社屋 5 階)
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 390 ℥ ・その他ビル管理会社 (東京都江戸川区西葛西) に約 2 日分燃料を備蓄, 又は最寄の小売店より調達
通信設備	・別表 2-15 のとおり

## 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

## 1. 敦賀総合研修センター

所在地	福井県敦賀市沓見 16 号 9 番地 6
発電所からの距離	約 1.2 km
敷地面積、敷地標高	約 28,000 m <sup>2</sup> 、E L 37m
施設構成、概要	研修建屋（鉄筋コンクリート造、鉄骨造 2 階建（一部 3 階建）、運転訓練・研修・安全体感・宿泊（約 50 名分）各スペース、総床面積約 9,000 m <sup>2</sup> ） 駐車場
その他	近隣（沓見地区）に駐車場用地（約 2,700 m <sup>2</sup> ）あり

## 2. 敦賀地区本部事務所

所在地	福井県敦賀市本町 2-9-16
発電所からの距離	約 1.2 km
敷地面積、敷地標高	約 250 m <sup>2</sup> 、E L 5m
施設構成、概要	事務所建屋（鉄筋コンクリート造 4 階建 執務室、会議スペース等、総床面積約 220 m <sup>2</sup> ） 駐車場
その他	隣接して駐車場（約 90 台分）あり

## 3. 原電松島寮

所在地	福井県敦賀市新松島町 2-6
発電所からの距離	約 1.1 km
敷地面積、敷地標高	約 24,288 m <sup>2</sup> 、E L 3m
施設構成、概要	単身寮建屋（鉄筋コンクリート造 3 階建 1 階集会スペース、床面積約 144 m <sup>2</sup> ） 社宅建屋、駐車場
その他	敷地内に社宅建屋あり

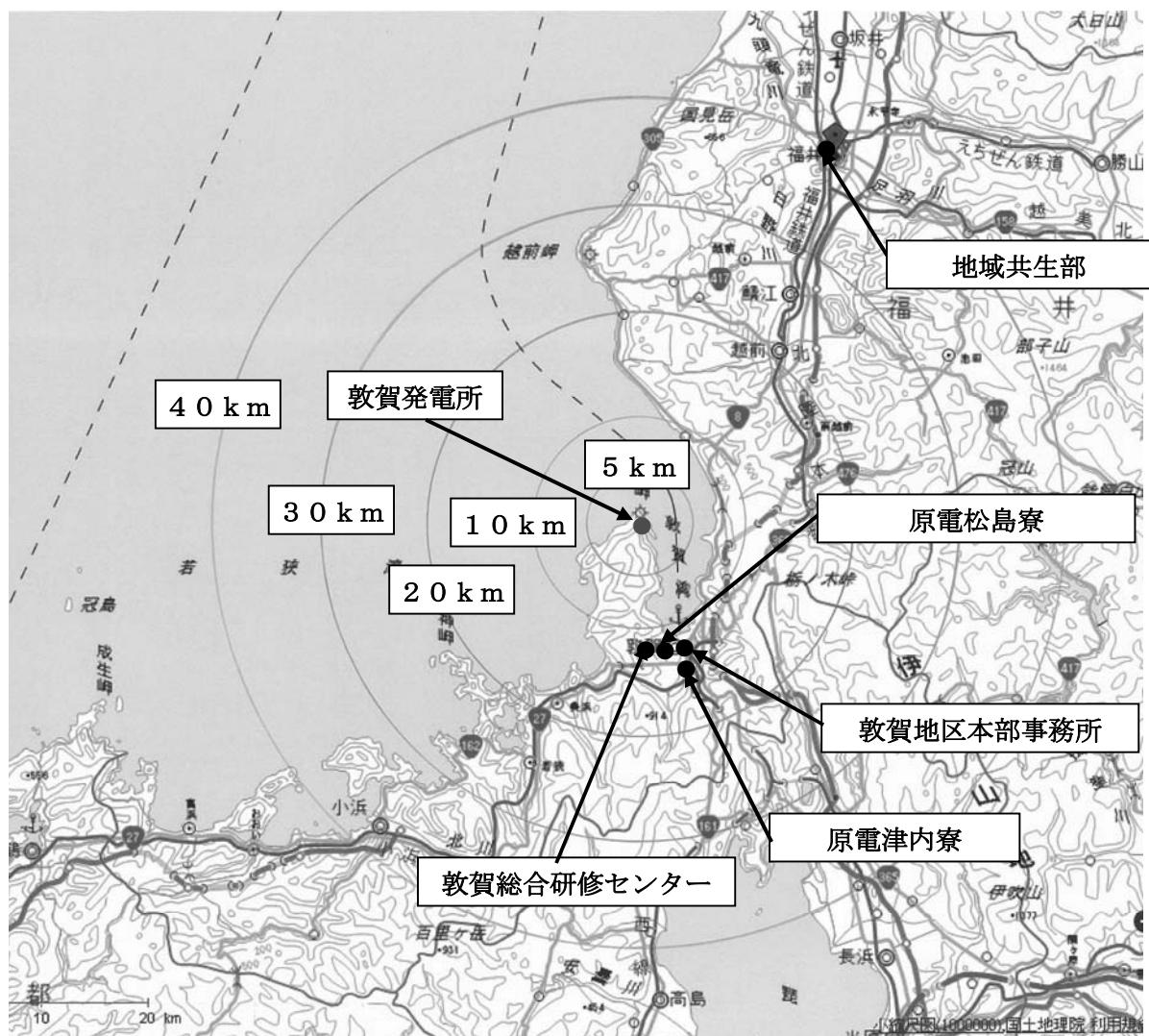
## 4. 原電津内寮

所在地	福井県敦賀市東洋町 5-4
発電所からの距離	約 1.2 km
敷地面積、敷地標高	約 17,872 m <sup>2</sup> 、E L 5m
施設構成、概要	単身寮建屋（鉄筋コンクリート造 4 階建 1 階集会スペース、床面積約 135 m <sup>2</sup> ） 体育館、駐車場
その他	敷地内に社宅建屋あり

## 5. 地域共生部

所在地	福井県福井市大手 3-4-1
発電所からの距離	約 4.0 km
敷地面積、敷地標高	（約 310 m <sup>2</sup> ）、E L 約 9m
施設構成、概要	商業ビル（鉄筋コンクリート造 6 階建の 4 階に執務室床面積約 310 m <sup>2</sup> ）
その他	賃貸ビル利用

## 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置



## 発電所の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識	・情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・新たに指名された場合 （1回／3年） ・OJTを基本とする。	・原災法の概要 ・発電所原子力防災業務計画の内容 ・発電所原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・発電所の原子力防災組織の構成、各班の職務 ・地域防災計画 ・アシデントマネジメント
発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識	・情報班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・入所時及び放射線管理教育時（1回／3年） ・OJTを基本とする。	・発電所の放射線監視設備 ・事故時対応操作と関連設備 ・輸送容器の種類、構造
放射線防護に関する知識	・情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者 ・保健安全班のうち指名された者	・放射線管理教育時（1回／3年） ・新たに指名された場合及び1回／3年	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む）のための措置 ・被ばく医療に対する応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	・広報班、保健安全班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・新たに指名された場合及び機器を含む設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途とその目的、測定方法 ・測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	・情報班、技術班、放射線管理班、運転班、保修班の災害対策本部要員のうち指名された者	・新たに指名された場合及び1回／3年	・シビアアクシデントに関する基礎知識

## 本店の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	・本店総合災害対策本部の情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、原子力施設事態即応センター班、原子力緊急時後方支援班のうち指名された者	・1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>原災法及び関係法令の概要</li> <li>発電所原子力事業者防災業務計画の内容</li> <li>非常事態宣言、解除の基準</li> <li>本店総合災害対策本部及び原子力事業所災害支援拠点の組織構成並びに各班の職務</li> </ul>
放射線防護に関する知識	・本店総合災害対策本部の情報班、広報班、庶務班、保健安全班、技術班、放射線管理班、原子力施設事態即応センター班、原子力緊急時後方支援班の災害対策本部要員のうち指名された者	・放射線管理教育時（1回／3年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線に関する基礎的知識</li> <li>放射線による被ばくとその経路</li> <li>放射線の人体に及ぼす影響</li> <li>放射線防護（除染を含む）のための措置</li> </ul>
放射線及び放射生物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	・本店災害対策本部要員	・新たに指名されたとき並びに機器を含む設備に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定機器の用途とその目的、測定方法</li> <li>測定機器の取扱い</li> </ul>
シビアアクシデントに関する知識	・本店総合災害対策本部の情報班、技術班、放射線管理班のうち指名された者	・新たに指名された場合、及び1回／3年	・シビアアクシデントに関する基礎知識

## 原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
総合訓練	本店、発電所の原子力災害対策本部要員	1回／2年	本店と合同による原子力総合防災訓練を行い、社内における本部設置運営、情報連絡、技術的検討、発電所支援などが円滑に行われることを確認する。
発電所総合訓練	原子力災害対策本部要員（原則、1号機、2号機交互実施）	1回／年（原則、1号機、2号機交互実施）	<p>訓練では、シビアアクシデントを想定した訓練を必須項目とし、以下の項目を適宜組み合わせて行う。</p> <p>(1) 要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行ふ。</p> <p>(2) 通報連絡 事象発生から終結までの間、情報を収集し、社内及び社外関係機関各所に通報、連絡を行う。</p> <p>(3) 緊急時環境モニタリング 発電所敷地内及び敷地境界付近について、実際にモニタリングセンターを走らせ、空間放射線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定等を行う。</p> <p>(4) 発電所退避誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、本部要員以外の社員、協力会社従業員、原子力館見学者について、退避誘導者により指定された退避集合場所への誘導を行う。</p> <p>(5) 緊急時被ばく医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去及び応急処置等の対応を行う。</p> <p>(6) 全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う。</p> <p>(7) シビアアクシデント対策 シビアアクシデントを想定し、アクシデントマネジメントに係る対応を行う。</p> <p>(8) 原子力緊急事態支援組織対応 原子力緊急事態支援組織との連携に係る対応を行う。</p>

※：国又は地方公共団体が実施する原子力防災訓練を勘案して実施する。

## 原子力緊急事態支援組織

## 1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名(組織長、対応要員)

## 2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

## 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請		出動指示
	発災事業者*	(平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者	
		状況報告	
※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者			
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。</li> <li>支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。</li> <li>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。</li> </ul>		

## 4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	2台	資機材保管スペース
	障害物撤去用ロボット	1台	

別表3-1

## 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1／2）

通報すべき事象	備考
1. 発電所敷地境界の放射線量上昇（政令第4条第4項第1号） <p>(1) 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、一時間当たり5マイクロシーベルト以上のものとなっているとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつるものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該数値が一地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。）</li> <li>二 当該数値が落雷の時に検出された場合</li> </ul> <p>(2) 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて一時間当たり5マイクロシーベルトを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり1マイクロシーベルト以上であるとき、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において省令※1第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、一時間当たり5マイクロシーベルト以上のものとなっているとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測設備（原災法第11条第1項の放射線測定設備）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト</li> </ul> </li> </ul>
2. 放射性物質の通常経路放出（政令第4条第4項第2号） <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が一時間当たり5マイクロシーベルト以上に相当するものとして省令※1第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めることにより検出されたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 空気中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する）</li> <li>ロ 水中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒モニタ（1号）</li> <li>・排気筒ガスモニタ（2号）</li> </ul> </li> </ul>
3. 火災爆発等による放射性物質放出（政令第4条第4項第3号） <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として省令※1第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が省令※1第6条第2項及び第3項で定めることにより検出されたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、一時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する）</li> <li>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして省令※1第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</li> </ul> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>\gamma</math>線サーバイメータ</li> </ul> </li> <li>○観測設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダストサンプラ、測定器</li> <li>・よう素サンプラ、測定器</li> </ul> </li> </ul>
4. 事業所外運搬の放射線量上昇等（政令第4条第4項第4号） <p>(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、一時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令※2第2条で定めるところにより検出されたこと。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p> <p>(2) 省令※2第3条に定める事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。（L型、IP-1型を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>\gamma</math>線サーバイメータ</li> </ul> </li> <li>○観測設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染サーバイメータ</li> </ul> </li> </ul>
5. プラントの事象（政令第4条第4項第5号） <p>政令第4条第4項第1号から第4号に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項第1号に掲げる原子炉（第6条第4項第4号において「実用発電用原子炉」という。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として省令※1第7条で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない」とは、①～⑧のいずれの制御棒挿入操作を実施しても、制御棒が挿入されていることを位置指示系で確認できず、かつ中性子束が出力領域モニタ下限値以下で、起動領域モニタにて定格出力時の0.1%未満であることを確認ができないことをいう。（1号）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動スクラム</li> <li>②自動代替制御棒挿入によるスクラム</li> <li>③手動スクラムボタンによるスクラム</li> <li>④手動代替制御棒挿入ボタンによるスクラム</li> <li>⑤原子炉モードスイッチによるスクラム</li> <li>⑥安全保護系ロジック回路サブチャンネルテストスイッチによるスクラム</li> <li>⑦スクラムバイロット弁用制御空気ブローによるスクラム</li> <li>⑧単体スクラムによるスクラム</li> </ul> </li> </ul>

別表3-1

## 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(2/2)

通報すべき事象	備考
<p>口 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>ハ 原子炉の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。（1号）</p> <p>ニ 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。（2号）</p> <p>ホ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。（1号）</p> <p>ヘ 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>ト 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>チ 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下すること。（1号）</p> <p>リ 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下すること。（2号）</p> <p>ヌ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。</p> <p>ル 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>6. 原子炉外での臨界（政令第4条第4項第5） 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。（省令※1第7条第2項）</p> <p>7. 原子力緊急事態宣言に関する事象等（政令第4条第4項第6号） 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象</p>	<p>○「通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない」とは、以下のいずれかの制御棒挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力（中性子束）が定格の5%以上、または中間領域起動率が正であることをいう。（2号）  ① 自動原子炉トリップ  ② 手動原子炉トリップ  ③ MGセット電源断による原子炉トリップ  ④ 制御棒手動挿入</p> <p>○ 原子炉冷却材の漏えいには蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。（2号）</p> <p>○「原子炉へのすべての給水機能が喪失」とは、常用の給水系及び非常用復水器が使用できない場合をいう。（1号）</p> <p>○「蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失」とは、蒸気発生器への主給水ポンプからの給水が喪失し、かつ、補助給水ポンプによっても蒸気発生器を通じて原子炉からの熱除去が十分にできない場合であり、具体的には以下の場合をいう。（2号）  ・全蒸気発生器の狭域水位が0%未満かつ全蒸気発生器合計の給水流量が100m<sup>3</sup>/h未満の場合</p> <p>○「原子炉から残留熱を除去する機能が喪失」とは、原子炉停止時冷却系、非常用復水器、格納容器冷却系が全て使用不能となることをいう。（1号）</p> <p>○「すべての交流電源からの電気の供給が停止」とは、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗することをいう。</p> <p>○①「非常用直流母線」とは、125V直流母線1A及び1B（1号）、直流配電盤2A及び2B（2号）をいう。  ②「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一」とは、例えば2号において非常用直流母線に電気を供給している健全な蓄電池、充電器又は予備充電器が、全非常用直流母線中で1つになった場合をいう。</p> <p>○「非常用炉心冷却装置が作動する水位」とは原子炉水位異常低の水位をいう。（1号）</p> <p>○「原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位」とは、原子炉冷却材配管下端水位をいう。（2号）</p> <p>○「原子炉制御室」とは、中央制御室をいう。</p> <p>○別表3-6参照</p>

本別表における法、政令および省令は次の通り。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

省令※1：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成24年9月14日：文部科学省・経済産業省令第二号）

省令※2：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年9月14日：文部科学省・経済産業省・国土交通省令第二号）

発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬

使用済燃料
低レベル放射性廃棄物
MOX燃料
照射試験片等
(L型を除く)

なお、照射試験片等の輸送については、試験施設等が輸送物の安全に責任を有する場合を除く

## 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合。
服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、40歳以上についても、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨウ素過敏症の既往歴のある者</li> <li>・造影剤過敏症の既往歴のある者</li> <li>・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者</li> <li>・ジユーリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者</li> </ul>
服用量	医療品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg, ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。

別表3-4

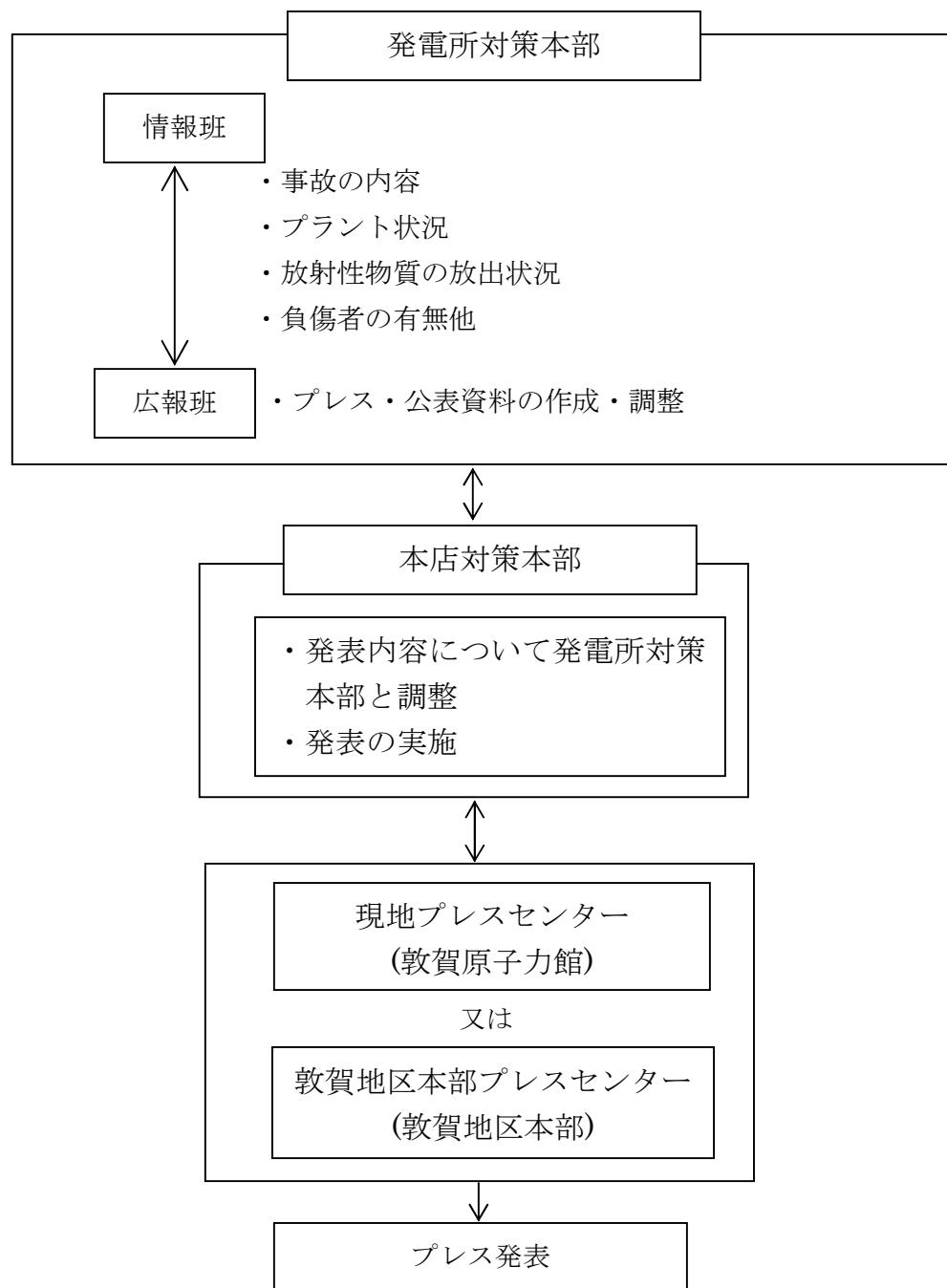
## 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災:敦賀発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	本店	2名	・携帯電話	・各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
原子力防災センター	本店 敦賀発電所	8名程度	・携帯電話 ・発電所周辺地図 ・事故時操作手順書 ・プラント系統図 ・プラント主要設備概要 ・プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ・原子炉安全保護系ロジック一覧表	・各1台程度 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式	・原子力防災センターにおける設営準備 ・連絡会議への参加 ・本店、発電所との情報共有 ・要請事項への協力
緊急時モニタリングセンター	敦賀発電所	2名程度	―――	―――	・現地活動支援(被ばく汚染管理)
若狭地域原子力事業者支援連携本部 (日本原子力研究開発機構敦賀分室内)	敦賀発電所	2名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1台程度 1台程度 1式 1式	・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置調整
地方自治体災害対策本部等 (福井県、敦賀市、美浜町、南越前町、滋賀県、岐阜県)	本店 敦賀発電所	各2名程度 計12名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画	各1台程度 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生	本店等 敦賀発電所	2~4名程度	道路地図 携帯電話 モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイボリウム) 熱蛍光線量計(TLD) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム検出器 In situ Ge検出器 個人線量計 機材・要員用輸送車両	1式 1台程度 1台 5台 10台 1台 3台 100個 1台 1台 2台 1台 10台 1台程度	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去

別図 3-5

## 公表内容の連絡経路



## プレスセンターの開設場所

	名 称	住 所	電話番号	FAX番号
現地プレスセンター	日本原子力発電（株） 敦賀原子力館	福井県敦賀市明神町1	0770-26-9006	0770-26-9007
敦賀地区本部 プレスセンター	日本原子力発電（株） 敦賀地区本部	福井県敦賀市本町 2-9-16	0770-25-5611	0770-21-9015

別表 3－6

## 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／2）

報告すべき事象	備考
1. 発電所敷地境界の放射線量上昇（政令第6条第3項） (1)法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、一時間当たり500マイクロシーベルト以上のものとなっているとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつるものとみなす。 一 当該数値が一地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。） 二 当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり5マイクロシーベルト以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において省令※1第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量が、一時間当たり500マイクロシーベルト以上のものとなっているとき。	○観測設備（原災法第11条第1項の放射線測定設備） • 立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト  ○観測設備 • 立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト • 中性子サーベイメータ（検出されないことが明らかになるまでの間、測定し上記の放射線測定器設備の放射線量と合計する。）
2. 放射性物質の通常経路放出（政令第6条第4項第1号） 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が一時間当たり500マイクロシーベルトに相当するものとして省令※1第5条第1項で定める基準に100を乗じて得たもの以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する） ロ 水中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する）	○観測設備 • 排気筒モニタ（1号） • 排気筒ガスモニタ（2号） ○観測設備 • 放水口モニタ（1号） • 放水口モニタ（2号）
3. 火災爆発等による放射性物質放出（政令第6条第4項第2号） 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として省令※1第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、一時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する） ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして省令※1第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○観測設備 • $\gamma$ 線サーベイメータ ○観測設備 • ダストサンプラー、測定器 • よう素サンプラー、測定器
4. 事業所外運搬の放射線量上昇等（政令第6条第3項第3号） (1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、一時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が省令※2第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。 (2)省令※2第4条に定める事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じた値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。（L型、IP-1型を除く。）	○観測設備 • $\gamma$ 線サーベイメータ  ○観測設備 • 汚染サーベイメータ
5. プラントの事象（政令第6条第4項第4号） 政令第6条第4項第1号から第3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として省令※2第14条で定めるもの イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。	○「原子炉を停止するすべての機能が喪失」とは、いかなる制御棒挿入操作によても、制御棒の挿入が確認できず、中性子束が、出力領域モニタ下限値以下であり、かつ起動領域モニタにて定格出力時の0.1%未満であることが確認できない場合に、液体毒物注入系ポンプが起動しないこと等により、原子炉へのほう酸水の注入がなされていることを確認できない場合をいう。（1号）  ○「原子炉を停止するすべての機能が喪失」とは、以下の①～③が同時に発生した場合または④の状態に該当する場合をいう。（2号） ①制御棒が挿入されず、原子炉出力が定格の5%以上、または中間領域起動率が正のとき。 ②化学体積制御設備によるほう酸タンクあるいは燃料取替用水タンクのほう酸水の注入ができないとき。 ③安全注入ラインによるほう酸注入タンクあるいは燃料取替用水タンクのほう酸水の注入ができないとき。 ④上記、②③のいずれかの操作に成功しても、30分以内に原子炉出力が定格の5%以上、または中間領域起動率が正のとき。

別表3-6

## 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(2/2)

報告すべき事象	備考
<p>ロ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。(1号)</p> <p>ハ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。(2号)</p> <p>ニ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。</p> <p>ホ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。(1号)</p> <p>ヘ 原子炉の運転中(すべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。(1号)</p> <p>ト 原子炉の運転中(すべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。(2号)</p> <p>チ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>リ 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>ヌ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>ル 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。(2号)</p> <p>ヲ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>6. 原子炉外での臨界(政令第6条第4項第3号) 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>○「すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」とは、非常用炉心冷却装置のポンプが起動しないこと、または注入弁が「開」しないこと等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水がなされていることを確認できない場合をいう。(1号)</p> <p>○「すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」とは、非常用炉心冷却装置のポンプの起動及び非常用炉心冷却装置の注水流量があることの両者を確認することができない場合、またはポンプ起動及び注水流量の両者が確認できた場合であっても炉心出口温度が350°C以上の値が30分以上継続して観測された場合をいう。(2号)</p> <p>○格納容器の設計上の最高使用圧力は、427kPa[gage](1号)、392kPa[gage](2号)である。</p> <p>○「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失」とは、サプレッションブル水平均温度が100°C以上となる状態が継続することをいう。(1号)</p> <p>○「原子炉を冷却するすべての機能が喪失」とは、交流電源を駆動源とする原子炉の冷却機能が喪失した場合に、非常用復水器により原子炉水位を有効燃料棒頂部より上に維持できない場合をいう。(1号)</p> <p>○「蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失」とは、蒸気発生器への主給水ポンプからの給水が喪失し、かつ、補助給水ポンプによっても蒸気発生器を通じて原子炉からの熱除去が十分にできない場合であり、具体的には以下の場合をいう。(2号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・全蒸気発生器の狭域水位が0%未満かつ全蒸気発生器合計の給水流量が100m³/h未満の場合</li> </ul> </p> <p>○「すべての非常用直流電源からの電気の供給が停止」とは、125V直流母線1A及び1B(1号)、直流配電盤2A及び2B(2号)に電気を供給している健全な蓄電池、充電器及び予備充電器がなくなった場合をいう。</p> <p>○「炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度」とは、ドライウェルまたはサプレッションチャンバーの事故時放射線モニタ線量率が、原子炉冷却材喪失事故(各種事故)相当の線量率を超えた場合(1号)、格納容器内エリアモニタ(高レンジ)の線量率が<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>以上、かつ炉心出口温度が350°C以上となった場合(2号)をいう。</p> <p>○「燃料集合体の露出」とは、原子炉水位が燃料集合体の有効燃料頂部よりも下がる状態をいう。</p>

本別表における法、政令および省令は次の通り。

法：原災法

政令：原子力災害特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

省令※1：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令(平成24年9月14日：文部科学省・経済産業省令第二号)

省令※2：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年9月14日：文部科学省・経済産業省・国土交通省令第二号)

**緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与**  
 (原災法第15条第2項:原子力緊急事態宣言時)

(発災:敦賀発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	本店	2名	・携帯電話	・各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
原子力防災センター(各現地対策本部との連携)	本店 敦賀発電所	8名程度	・携帯電話 ・発電所周辺地図 ・事故時操作手順書 ・プラント系統図 ・プラント主要設備概要 ・プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ・原子炉安全保護系ロジック一覧表 ・人員輸送車両	・各1台程度 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・1式 ・2台程度	・総合調整 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・予測放射線影響評価、予測 ・原子力防災センターにおける管理の協力 ・地域住民等の避難措置への協力 ・本店、発電所との情報共有 ・その他要請事項への協力
(合同対策協議会)	敦賀発電所	1名程度	携帯電話	各1台程度	・関係機関との調整 ・情報の共有化
(事業者支援連携)	敦賀発電所	4名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 原子力事業者間協力協定	1台程度 各1台程度 1式 1式 1式	・合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	本店 敦賀発電所	2名程度	――――	――――	現地活動支援(被ばく汚染管理)
若狭地域原子力事業者支援連携本部(日本原子力研究開発機構 敦賀分室内)	敦賀発電所	2名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1台程度 1台程度 1式 1式	・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置調整
地方自治体災害対策本部等(福井県、敦賀市、美浜町、南越前町、滋賀県、岐阜県)	本店 敦賀発電所	各2名程度 計12名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画	各1台程度 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生	本店等 敦賀発電所	2~4名程度	道路地図 携帯電話 モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイポリウム) 熱蛍光線量計(TLD) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム検出器 In situ Ge検出器 個人線量計 機材・要員用輸送車両	1式 1台程度 1台 5台 10台 1台 3台 100個 1台 1台 2台 1台 10台 1台程度	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去

## 原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与

(原災法第15条第4項:原子力緊急事態解除宣言後)

(発災:敦賀発電所)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	本店	2名	・携帯電話	・各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	本店 敦賀発電所	2名程度	---	---	・現地活動支援(被ばく汚染管理)
原子力防災センター 地方自治体の事故対策組織等(汚染検査、汚染除去に関する事項)	本店 敦賀発電所	4名程度	GM式サーベイメータ(汚染検査用) 要員・機材輸送車	5台程度 1台程度	・事後対策組織による事後環境放射線モニタリング ・住民、各施設等の汚染検査及び汚染除去
原子力防災センター 地方自治体の事故対策組織等(広報活動に関する事項)	本店 敦賀発電所	2~3名程度	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	1式 1式 1台程度	・原子力事後対策の実施状況の把握及び広報資料の作成
原子力防災センター 地方自治体の事故対策組織等(住民相談窓口の設置に関する事項)	本店 敦賀発電所	2~3名程度	原子力事業者防災業務計画	1式	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・被災者の損害賠償請求等に関する問合せ対応
若狭地域原子力事業者支援連携本部 (日本原子力研究開発機構 敦賀分室内)	敦賀発電所	2~3名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1台程度 1台程度 1式 1式	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整に関する業務 ・オフサイト活動の人員、配置の調整

別表 5－1

福井県内他原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与  
(関西電力(株)又は日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	本店 敦賀発電所	17名程度	モニタリングカー (ダスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイポリウム) 熱蛍光線量計(TLD) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム検出器 In situ Ge検出器 個人線量計	1台 5台 10台 1台 3台 100個 1台 1台 2台 1台 10台	・初期モニタリング ・第1段階モニタリング活動 ・第2段階モニタリング活動 ・事後モニタリング
原子力防災センター	本店 敦賀発電所	2~3名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画 原子力事業者間協力協定	1台程度 1台程度 1式 1式 1式	・合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
若狭地域原子力事業者支援連携本部(※)	本店 敦賀発電所	2~3名程度	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1台程度 1台程度 1式 1式	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整に関する業務 ・オフサイト活動の人員、配置の調整
各灾害対策本部	敦賀発電所	各2名程度	携帯電話 原子力事業者防災業務計画	1台程度 1式	災害対策本部での情報収集
敦賀発電所緊急処置室	敦賀発電所	2名程度	緊急処置室内設備及び資機材	1式	自治体医療本部等からの受入要請に対応した緊急時医療協力

※ 関西電力㈱が発災事業者の場合:美浜発電所(関西電力㈱原子力事業本部内)、大飯発電所又は高浜発電所(関西電力㈱原子力保修訓練センター内)

日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合:当社敦賀地区本部内

※ 資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行なえる輸送経路をもって輸送を行なう。

別表 5－2

福井県外の原子力事業所または他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した  
原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与

(原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与)

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	本店 敦賀発電所	6名程度	•GM汚染サーベイメータ •電離箱サーベイメータ •NaIシンチレーションサーベイメータ •ダストサンプラー •個人線量計(ポケット線量計) •高線量対応防護服 •全面マスク •タイベックスース •ゴム手袋 •遮へい材 •放射線測定用車両※1 •ホールボディカウンタ •可搬式モニタリングポスト	•3台 •2台 •2台 •3台 •50台 •10着 •100個 •1500着 •3000双 •200枚 •1台 •1台 •3台※2	•環境放射線モニタリング •周辺区域の汚染検査及び汚染除去
事業所外運搬に係る特定事象発生	本店等 敦賀発電所	4名	道路地図 携帯電話 モニタリングカー (ガスト・ヨウ素のサンプラー・測定器含む) 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイポリウム) 热蛍光線量計(TLD) 個人線量計 携帯FAX 機材・要員輸送車両	1式 1台 1台 5台 10台 1台 3台 30個 10台 1台 1台	•環境放射線モニタリング •身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染検査 •同上により汚染が確認されたものの除染

※1: 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。

※2: 可搬式モニタリングポストは当社の保有台数を記載する。

※3: 資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

## 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

		年      月      日
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿		
届出者		
住所 _____		
氏名		印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者      所属      電話      )		
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所		
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年      月      日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年      月      日	
協議した都道府県知事及び市町村長		
予定される要旨の公表の方法		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 原子力防災要員現況届出書

原 原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		年	月	日																																																
<p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>業 务 の 種 別</th> <th>防 災 要 員 の 職 制</th> <th>そ の 他 の 防 災 要 員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>廣 報</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>医 療 に 関 す る 措 置</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 灾 害 に 關 する 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等</td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table>					原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所				業 务 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	そ の 他 の 防 災 要 員		情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整			名	原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等			名	廣 報			名	放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握			名	原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止			名	施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧			名	放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去			名	医 療 に 関 す る 措 置			名	原 子 力 灾 害 に 關 する 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送			名	原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等			名
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所																																																				
業 务 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	そ の 他 の 防 災 要 員																																																		
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整			名																																																	
原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等			名																																																	
廣 報			名																																																	
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握			名																																																	
原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止			名																																																	
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧			名																																																	
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去			名																																																	
医 療 に 関 す る 措 置			名																																																	
原 子 力 灾 害 に 關 する 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送			名																																																	
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等			名																																																	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 様式3

## 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　月　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 放射線測定設備現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	年	月	日
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者      所属      電話      )			
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	
	設置場所		
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		
	設置場所		
	検出される数値の把握方法		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第11条第1項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 原子力防災資機材現況届出書

	年	月	日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住所 _____			
氏名 _____ 印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話 )			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
	放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
		呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
フィルター付き防護マスク		個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定器			台
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	
	その他 モニタリングカー	台	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿	年      月      日
報告者	
住所 _____	
氏名	印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者      所属      電話      )	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年      月      日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 特定事象発生通報

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条 通 報

通報者名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき  
通報します。

原子力事業所の場所 及び名称									
特定事象の発生箇所									
特定事象の発生時刻 (24時間表示)									
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	<table border="1"> <tr> <td>特定事象の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table>	特定事象の種類		想定される原因		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等		その他特定事象の把握に参考となる情報	
特定事象の種類									
想定される原因									
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等									
その他特定事象の把握に参考となる情報									

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

## 【BWR・PWR 共通】

## 異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成____年____月____日 (第____報) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 <u>通報者名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○</u> <u>連絡先 (原子力防災管理者) ○○○ ○○○</u>																
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。																
<table border="1"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td>_____ 発電所 第____号炉</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類 原子力緊急事態に該当 (<input type="checkbox"/>する, <input type="checkbox"/>しない)</td> </tr> <tr> <td>想定される原因 <input type="checkbox"/>特定 _____ <input type="checkbox"/>調査中</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td>被ばく者の状況 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 : 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 : _____</td> </tr> <tr> <td>気象情報 (確認時刻 時 分) ・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 :</td> </tr> <tr> <td>周辺環境への影響 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 :</td> </tr> <tr> <td>応急措置</td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	特定事象の発生箇所	_____ 発電所 第____号炉	特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当 ( <input type="checkbox"/> する, <input type="checkbox"/> しない)	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照	その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : _____	気象情報 (確認時刻 時 分) ・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 :	周辺環境への影響 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 :	応急措置
原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____															
特定事象の発生箇所	_____ 発電所 第____号炉															
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)															
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当 ( <input type="checkbox"/> する, <input type="checkbox"/> しない)															
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中															
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照															
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : _____															
	気象情報 (確認時刻 時 分) ・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 :															
	周辺環境への影響 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 :															
	応急措置															

## 【原子炉の運転に関するパラメータ [BWRの場合]】

## 原子炉の状態

項目	確認時刻 ( 日 時 分)
事故発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	平成 年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出状態 (スタック)	<input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止
放射性物質の放出状態 (放出場所名)	放出場所名 : _____ <input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止

## 装置の状況

装置の状況	確認時刻 ( 日 時 分)
原子炉圧力及び圧力の変化	Pa [gage] 上昇・下降・安定
原子炉水位	cm
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
原子炉停止時冷却系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	Pa [gage]
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

## 【原子炉の運転に関するパラメータ [PWRの場合]】

## 原子炉の状態

項目	確認時刻 (日 時 分)
事故発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	平成 年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出状態 (スタック)	<input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止
放射性物質の放出状態 (放出場所名)	放出場所名 : _____ <input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止

## 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却系圧力及び圧力の変化	Pa [gage] 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ)	°C
加圧器水位	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	Pa [gage]
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

【BWR・PWR 共通】  
【放射性物質及び放射線に関するデータ】

## 1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻（日 時 分）
評価時刻での放出量（放出率） 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量（濃度） 希ガス (Bq/cm <sup>3</sup> ) ヨウ素 (Bq/cm <sup>3</sup> ) 総量 (Bq/cm <sup>3</sup> )	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出（予測） 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

## 2. 予測線量

種類	評価時刻（日 時 分）			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

## 【BWR・PWR共通】

## 異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）

## 3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

項目	評価時刻（日 時 分）		
排気筒モニタ			
排気筒モニタ	排気筒名：_____		
排気筒ガスモニタ	排気筒名：_____		

固定式モニタリング設備地点						
$\gamma$ 線空間線量率	設備地点名	MP-1	MP-2	MP-3		
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h		
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h		
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h		
	•					
	•					

可動地点					
$\gamma$ 線空間線量率	地点名				
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	.....
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	.....
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	.....
	•				
	•				
中性子線 空間線量率	地点名				
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	.....
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	.....
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	.....
	•				
	•				
ヨウ素濃度	地点名				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	.....
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	.....
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	.....
	•				
	•				
その他測定項目	地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				
	•				
	•				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

## 異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成____年____月____日（第____報）
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿
通報者名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○
連絡先（原子力防災管理者） ○○○ ○○○

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：_____（事業区分：_____） 場所：_____
特定事象の発生箇所	都道府県 _____ 市区町村 _____ (海上の場合：沖合 km)
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当（□する, □しない）
	想定される原因 □特定 _____ □調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 □無 □有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 □無 □有：_____
	気象情報 (確認時刻 時 分)
	周辺環境への影響 □無 □有：
	応急措置

## 【輸送容器に関するパラメータ】

## 1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻(日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

## 2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻(日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

## 応急措置の概要の報告様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

**第 25 条 報 告**

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発 信 日 時	年 月 日 時 分	送 信 者
受 信 日 時	年 月 日 時 分	受 信 者

1. 事 故 件 名 : \_\_\_\_ 発電所 \_\_\_\_ 号機 \_\_\_\_\_ について

2. 事象発生日時 : \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分

3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他の事項 : \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(用紙サイズ : A4)

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

## 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの通報様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿\*

## 第15条 通 報

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	
1. 事故件名：○○○○発電所____号機について			
2. 事故発生場所：○○○○発電所____号機			
		都道府県	市区町村
		(海上の場合：沖合 km)	
3. 事故発生日時：平成____年____月____日____時____分			
4. 事故の種類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇、原子炉外臨界 原子炉停止機能喪失・ECCS作動失敗・格納容器圧力上昇・ 圧力抑制機能喪失・原子炉冷却機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融・ 停止時原子炉水位低下・中央制御室等使用不能・事業所外運搬事故			
5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等			
敷地周辺の空間線量率	モニタリングポスト指示値	中性子線量	空間線量率
	立石 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
	浦底 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
	猪ヶ池 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
気象状態	風向(排気筒高さ)		
	風向(13m)		
	風速(排気筒高さ)	m/sec	
	風速(13m)	m/sec	
	大気安定度		
6. プラント状況等：			
7. その他の事項：			

(用紙サイズ：A4)

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿